

平成 26 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 6 日」	
* 開会年月日時	平成 26 年 6 月 10 日 午前 10 時 00 分
* 閉会年月日時	平成 26 年 6 月 10 日 午後 3 時 43 分
* 開会の場所	小海町役場議場
会議の経過	
<u>開 会</u>	
議 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は第 2 回定例会の一般質問であります。議員各位におかれましては町づくりの観点から建設的な論議を展開し質の高い一般質問でありますよう期待をいたします。なお本日は傍聴に大勢の皆様にお出かけをいただきましてありがとうございます。ご苦労様です。</p>
<u>議事日程の報告</u>	
議 長	<p>定刻になりました。</p> <p>ただ今の出席議員は12人であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。</p> <p>なお暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構です。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。</p> <p>本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者各課長、所長、専門幹であります。</p>
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	
議 長	<p>日程第一、本日は会議規則第61条の規定により一般質問を行います。</p> <p>あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第55条を準用する第63条の規定により、一般質問は左の欄の同一事項について原則として3回までとしますのでご協力をお願いいたします。それでは順次質問を許します。</p> <p>初めに第 10 番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。</p>

第10番 井出 薫 議員

10番議員

10番、井出薫でございます。一般質問を始めたいと思いますけれども、今朝のNHKのニュースで集団的自衛権の導入を進めたいと政府が言っているという事が放送されておりました。戦後、戦争は絶対にしないと言ってきた憲法第9条を蔑ろにし、限定的になどという言葉を使い戦争できるようにという動きが安倍政権によって強く進められております。更にアベノミクスなる経済施策は一部でよくなっているようでありますけれども、多くの国民には、例えばこの冬の灯油代やガソリン代、小麦粉など必需品の値上げ。それからこの4月からの消費税の5%から8%への増税。年金の切り下げなど生活は増々大変になっている。まさに憲法25条がいうすべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという部分までもが蔑ろにされようとしてきています。まさに安倍政権の暴走政治と、原発の問題にしてそうでありまして、近隣諸国との色々なもめ事に対しても武力で対応しようというような準備を刻々と進めているというような部分を見ても安倍政治の危険性を感じる人が増えてきているのではないですか。こうした中で新井町政の二期目がスタートしまして3月の骨格予算に続き、今定例会では本格的な事業予算が提案されております。今日は今議会で決められ、町民の皆さんの半数の皆さんが加入されております国民健康保険の課税についてと、税金をいくらいただくかという事が今度の議会で決定される訳でありまして、その部分についての議論と町の姿勢と、それから国会で議論されております医療介護総合法案、介護保険が大きく変わるというような事について議論をしたいと思います。質問の趣旨を理解いただきながら、解りやすい答弁を先ず、最初をお願いするところであります。それでは一番の国民健康保険税についてという事でありまして、町ではこれまで様々な施策を行ってきており、低所得者への皆さんへの課税だとかそういった点、それから今問題になっている保険証の問題など町独自の取り組みをこの間やって来ております。そういう中でも国保税を値下げの為の一般会計からの繰り入れと、こういう事がされない訳でありますけれども、今日は資料も用意してもらいまして一般会計から国保会計繰り入れという市町村が増えている訳でありますけれども、その辺りの説明、課長の方でも調べていただいたようでありますから説明をしていただきながら町長のお考えを先ず伺いたいと思います。

町民課長	<p>おはようございます。それでは資料の方の説明をさせていただきます。資料綴りの二頁をお願いします。国保会計への一般会計からの繰入金の状況を示した表でございます。この中で今日は6番の項目にあります塩尻市、一番繰入金の額が大きい市でございますけれども、その市の状況につきまして塩尻市が発行しております国民健康保険事業の財政健全化指針というものに基づきまして解る範囲で説明させていただきます。先ず塩尻市の加入者の関係ですと、小海町の約13倍、それから歳入ですとか保険給付費の関係になりますと、歳入で小海町の12倍程度、同じく保険給付費でも12倍程度の大きさの保険者でございます。財政的な背景をみてみますと塩尻市の国保で先ず平成5年度には基金が9億8,000万円ございました。それを毎年毎年取り崩しまして平成16年度には0円ということになりまして、そのまま今、0円が継続しているという事でございます。さらに平成16年には0円になった結果、まだ足らずに赤字補填の形で6,000万円が繰り入れられております。一方の塩尻市の保険給付の関係ですけれども21年度、22年度、23年度という3ヵ年見るだけでも、21年から22年度に渡ってはプラス7%、22年度から23年度にはプラス6.3%というようなちょっと信じられないような伸び率を示した経過がございます。その間、国保税に関してですが、平成16年に9.4%増の国保税アップ、平成17年に6%のアップということで、2年立て続けに国保税を上げています。18年度から22年度までは据え置きで、23年度の繰り入れを行う前の年ですけれども、9.9%アップしていると、約一割増税しているという事があります。さらにその間、平成17、18、19年と3ヵ年続けて9,000万円ずつの繰り入れで計2億,7000万円、それから先程言いましたように10%上げた23年度にも7,360万円の繰り入れを行っているという事で信じられないような給付費の伸びがあり、かといって税金をその度に上げることが無理というような政治判断からか、この24年度に2億4,640万円という大きい繰り入れがあったものと推測されます。資料の関係は以上です。</p>
町長	<p>おはようございます。ふれあい会の皆さんまた、町民の皆さん多くの皆さんに傍聴にお越しをいただきましてありがとうございます。それでは私の方から若干お話をさせていただきます。今、塩尻市の例をとって課長の方から一般会計からの繰り入れについて説明がございました。先月27日に国民健康保険運営協議会が開催され、その中の意見、要望にも国保税の町単独の減免について研究をされたいという要望が出されました。当然、会長ですので井出議員さんには既にご承知の事でございます。私の税の基本的な考え方というのは当然、被保険者に過度の負担とならないように、その範囲内で適正な保</p>

	<p>険税率をもって維持をし、そして確保をしていくという事だろうというふう に思っております。確かに国保の加入者の所得構造の中では低所得者の層が 非常に多いというのも事実でございます。そういった中から消費税の引き上 げ等、そういった影響がございまして今回、国民健康保険運営協議会の中 でご議論を頂戴し、そして医療費分均等割1,000円減額という答申を頂戴いた しました。それをもって本定例会に条例改正案を提出させていただいている 訳でございますけれども、そういったものが叶わなくなった場合にどうする かという議論を今後していかなければいけないというふうに思っている所 でございます。いずれにいたしましても一般会計からの繰り入れという事 につきましては、一つの基準というものが無い訳ですので診療報酬の増減、あ るいは基金の残高の問題これらを総合的に判断し、そして対応していくとい うのが基本的な私の考え方でございます。</p>
10番議員	<p>まず国保税、一般会計からの繰り入れという点で、塩尻市の関係をする説明 していただきました。塩尻市では医療費が増えた事と税を上げて来たけれど もこれ以上、上げるに堪えられないという事から入れたというように私は理 解している訳でありますけれども、それで町長と議論したいのは、町長その 過度の負担にならないようにと、そしてこの国保会計が維持できるようにと いう答弁がされ基金だとか報酬そういうものを見ながら一般会計の繰り入 れは決めてきたというふうに私は答えられたと思うのですけれども、ひとつ 私は今度なぜこの議論をしたいかというのは町長自身が今のわが町民の皆 さんに対して課している国保税が過度の負担となっていないかと、適正なの かどうかという認識を持っているのかどうかと言う部分を私は議論したい という事で、通告した訳でございます。先程申しましたように様々な負担が 増え、実際に住民の皆さんの生活は大変でありますし、町長言われますよ うに、いわゆる低所得者層といいますが、そういった皆さんの負担が、例 えば次の表にありますけれども所得で33万円以下の皆さんは所得から見た 税額を割り返しますと7.4%位なのです。これ私自分でやったのですけれど も、それで57万円、82万円、200万円とあるのですけれども、200万円 前後辺りになりますと所得の14%位の負担をするというような状況にな っていき訳です。そういう中で滞納の皆さんが生まれてきたと、現実的 にある訳ですけれども、その辺りの現状の状態を見たときに、今回はも ちろん努力されて均等割ですか、1人1,000円値下げと医療分でされまし たけれども、そもそもの全体の部分を見たときに住民の皆さんに過度の 負担になっていないのかどうかと、その辺りの認識を町長に伺いたいと思 います。</p>

町長	<p>お答えを申し上げます。当然、税というものにつきましては公平、公正そして条例に基づいて積算をし、所得に応じて7割軽減、5割軽減、そして2割軽減、また限度額を設けてそれぞれ課税をさせていただいているという事でございます。小海町の国保税につきましては近隣の市町村に比較をした場合については決して高い位置にはいないのだろうというふうに私自身は思っております。特に均等割あるいは平等割、その他に所得割と資産割がある訳でございますけれども、低所得者の皆さんに一番負担が重くのしかかる均等割、平等割等については少なくともある程度低く抑えていると思っております。当然これをお決めになる場合には、国民健康保険運営協議会で十分議論しながらその方向を定めて今日までずっと来ていただいている訳でございますけれども、そういった意味から低所得者そして中間層、今、滞納の額が多いというふうに言われましたけれどもその部分についてはやや負担がちょっと重いのかなと感じておりますけれども全体のバランスとしては公平、公正な位置にあるのではなからうかというふうに私自身は判断をしております。ですから今後の診療報酬、医療費の動向そういったものを見ながら判断をしていくべきだろうという事も付け加えさせていただきたいというふうに思います。以上です。</p>
10番議員	<p>実際に国保税は高いと思うかと、適正価格かという事を伺った訳ですけれども、町長、近隣市町村に比べれば決して高くないと、それから運営協議会で議論して決めてきたと言われて公平、公正な位置、位置というのは課税をしているということでしょうか、そういうふうに答弁されましたけれども住民の皆さんの懐から見たときにどうかという目線が私は町長無いと思うのです。今の答弁には、やはり払う皆さんにとってどうかという目線を持たないと本当に納税をしていただくのに適正かどうかという部分は、私は判断できないと思うのです。住民の声を聞くとそれを公約として町長は二期目も無投票ではありましたがけれども当選された訳です。私は是非、こういった点での住民の声に耳を傾けるという姿勢を先ず強く要求したい訳であります。それで実は傍聴の皆さんには資料が無いようでありますけれども、資料綴りの1頁ですけれども今年の5月20日の信濃毎日新聞のコピーが大きく掲載されていますけれども、私は去年も言ったのですが無保険などで受診が遅れて死亡と。全国で56人、全日本民主医療関連機関連合会では経済的事情から国民健康保険が払えずに無保険状態だった等の理由で受診が遅れて死亡した人が2013年に23の都道府県で56人、長野県は80代の女性が1人。民医連は関連の病院や診療所で652施設に報告を求め集計した。これを新聞発表したという</p>

ことでありまして、実は私、民医連のものを取り寄せまして無保険に興味があったのです。今の国民皆保険制度の中で保険証が無い、短期保険証とかいろいろあるのですけれども、もしそれらは説明していただければ結構ですけれども、なんで無保険が生まれたかという例で、例えばこういう人がいます。59歳男性で非正規雇用、無保険でありますけれども長年勤めていた映画館の閉鎖により失職したと。国保税は高いと知人より聞かされて加入をしなかったと。以後色々パートや食品会社に勤めたけれども数年前から会社の健康診断に貧血が指摘されたと最初のうちは保険証が無いし、自覚症状がほとんど無かったからなのかあまり病院にも行かなかったのでけれども、心配した検診担当の保健師さんが無料低額診療のある病院だと。この辺はどのような病院か私もよく知りませんけれども、ここを紹介して受診してもらったと。即入院となって、下口結腸癌でいくらか経たないうちに亡くなってしまったという例があるそうです。それからもう一点ですけれども62歳の男性で自営業、やはり無保険ですけれども、劇症肝炎で死亡という事ですけれども2年前に退職して無保険状態になったと。居酒屋やいろいろ商売をやっていたのですが、商売がうまくいかなかったと。そんな中で体調不良になり国保加入の相談に行ったが前の健康保険の脱退証明が無ければ加入できないと言われて国保に入れなかったと。そのため、もちろん保険が無い訳ですから他の病院に受診することも出来ずに帰宅したと。それから2日後に友人が自宅を訪れた際に黄疸が見られて救急車を要請して運ばれ、先程言いました無料低額診療を実施している病院へ搬送されたと。この方も入院して5日後の4月1日に亡くなってしまったと。こういう無保険の例が2点載っています。こういう事を聞いて小海町ではこういう事例は無いのかどうかというのを一点伺いたいのと、それからもうひとつ生活保護の関係でやはり亡くなってしまったという例でありますけれども、身寄りの無い一人暮らしの人で、飯場で生活している方だそうですけれども、2012年8月ごろから体調不良を訴えていたと。それで生活保護課に行って相談したということですがけれども飯場で生活しているという事から申請が受理されないと。その後働くことが出来なくなったため、いろいろな方に相談して今度は8月から11月に再度生活保護の申請に行って生活保護の対象になったという方でありましてけれども、そうしたら今度は生活保護課から舌が腫れ上がっていて食事も食べられず衰弱しているという事で受診をお願いしたというふうにしてやはり行ったところ、既に手遅れで手術も出来ないというような事で亡くなってしまったと。4月5日に亡くなったということですから、8月に行った頃、生活保護の申請を受理

	<p>してもらえれば何とかならなかったのかというような事をお友達や関係者の皆さん言われているというようなこういう事であります。無保険と短期保険証とかその他幾つかある訳ですけれども、小海町の取り組みも紹介していただきながら、どうなのかと。こういった事が小海町には無いのかという点を伺いたいと思います。</p>
町民課長	<p>新聞報道の関係の無保険等の説明をさせていただきます。町のほうでは無保険の方を作らないようにという事で、転入の際には転出先からの転出証明書欄に国保に加入しているか、していないかの表示がございます。まずそれで確認いたしまして窓口の担当者がさらに口頭にて国保でいいですか、社会保険にお入りですよという確認をしておりますので転入時の加入漏れというものは無い形になっております。もう一点、転入の時ではなく普段小海町に住んでおられた方が退職等されて社会保険から国民健康保険に入るべきというような時につきましては、広報等で年に2、3回国保関係の届け出忘れはありませんかという形で役場への届け出をお願いしているところでございます。私の知る所で、私がちょうど社会福祉係長をやっておりました時期に病院からの通報で無保険の方が1名受診に来られたというようなケースが1件だけございました。町の方では即座に無保険という状態ですと医療の窓口で掛かった分全額、10割払わなければならない形になりますので、その方と相談した中で国保の保険証を発行した形で保険適用の医療を受けられたという事が1件だけございます。それから次に滞納等により全額自己負担となる資格証明書の発行という言葉が出て参りますけれども、町のほうでは国保税を滞納されている方につきまして資格証明書という対応を取っているケースはございません。資格証明書というのは単なる証明で結局窓口に行けば10割払わなければいけないといったものになります。町はその代わりという事ではないのですけれども短期保険証というものを使わせてもらっております。この短期保険証は分納誓約等をしていただいた中で、2ヵ月から6ヵ月の間の有効期限をもった保険証を発行するものです。但し中学生以下のお子さんのものについては通常と同じ一年という形で保険証を発行しております。ちなみに現在その短期保険証を発行している世帯が33世帯ほどございます。その辺の所の説明は以上でございますがよろしく願いいたします。すみません。もうひとつ説明し忘れまして。自己都合ではなく辞めさせられた失職した、会社が倒産したといったケースの国保税の対応でございますけれども、先程議員さんおっしゃられた例の中で、退職はしたのだけど国保税は高いから入れなかったということがありますが、そういった意味もあって</p>

	<p>か数年前からこういったケースの場合については国保税の時に所得割というものを掛けますけれどもその元になる課税所得につきまして従来のものでは無く、それを3割に計算し直したもので課税するようにしまして負担の軽減を図る制度が出来上がっている所でございます。よろしく申し上げます。</p>
<p>10番議員</p>	<p>3回終わりましたので私の思いを話して次に移りたいと思いますけれども、先程の新聞報道で民医連関係の事業所、調査対象を652施設というふうに新聞に書いてありますけれども、全国で厚生労働省の資料を調べますと病院といわれるものは8,567病院だそうです。それから一般診療所が10万142施設あるそうです。単純割しますと166.6倍と、先程の新聞報道の施設調査の、単純割でありますけれども166倍ということで56人だったそうですから9,334人と全国で計算上ではありますけれども、こういった数字が叩き出せるというのが現実でありますし、長野県では1人という事でありますから、単純計算で166人というように計算上では言えると思います。町長私は先程、無保険の話で課長の言われたように、かなりの部分で行政でも掴めますけれども掴めない部分があるという事はこれは否めない事実でありますから、やはりどうしたらそういった部分を無くすことが出来るかというような事は是非行政のほうでも考えていただきたいというふうに思います。もう一点でありますけれども国保は町長が言われたように近隣やそういう所から比べれば、なからだという議論でありますけれども、元々国保が高い一番の原因は国が負担金を出さなくなったと。昭和59年、1984年に国保法が改正されて国保負担がこの時は50%だったのですけれども、2011年は25.6%だと。国は国保に対して約半分しか出さなくなったと。やはりこの辺が一番の原因であり2012年度は23.8%だそうです。私はこの辺を皆で上に声を挙げていながら国に国保に金を出せという要求をやっていくべきではないかという事と、もう一つ資料綴りの3ページの下に新しくいろいろ、世帯数とか構成比とかいろいろ作っていただいたのですけれども、これを見ていただくと解るように本来その国民健康保険というのは自営業者や農業者と、長野県ではそうですけれども国保で年金、サラリーマンなどが57%になっていると。長野県の平成2年の時には自営業者と農業所は32%もあったものが今は18%です。100万円以下の世帯が過半数という訳でしょう。やはりこの辺が、中堅の皆さんの課税が、限度額がそれぞれに増えたものですから伸び率でほとんどが90何%ですけれども、中堅の部分の皆さんで100%超える部分があると。やはりこの辺が何と言いますか低所得者の皆さんだけでなく中堅の皆さんに対しても重</p>

	<p>税になっているというやはりそういう傾向がある訳でありますから町長に考えていただきたいというのはこういうところであります。それから課長の方から資料の説明いただきませんでしたけれども、滞納の話です。所得段階の世帯数と滞納の世帯数の割合を比べると100万円以下が49%、所得が73%という数字が、ですから低所得といわれる皆さんの滞納が多いというのが一目瞭然でありますし、払いたくても払えない世帯が多いという事から今回の1,000円の値下げをされてということは、私は行政の努力だと思いますけれどもその資金は国保の基金であり元々町民の皆さんの貯金だと。町の一般会計でないということからしますと、私は是非こういう一つ一つの事を分析していただきながら住民の皆さんの負担を無くすことを、何よりも安心して病院に掛かれると。私もなかなか医療費が高くて大変で病院も安心して行けないと言われる住民の皆さんありますけれども、是非小海町でもそういったところにこそ目を向けていただきながら、国民健康保険行政を進めていっていただきたいと。一般会計の繰り入れは、私はどう見ても町長が決断してやる時期に来ているのではないかという事を強く要望して次に移りたいと思います。次に介護保険制度でありますけれども、今、国の方で医療と介護の総合法案というのが審議されておりまして、早い話が介護保険の要支援の1と2を別扱いにしようという審議がされ、その他に様々な負担を変えていこうというような議論がされている訳でありますけれども、そういった事が出来るとどうなるのかと。どのような改正がされてどうなるのかという様な話を是非お願いしたいと思います。</p>
町民課長	<p>それでは資料綴りの5ページをお願いいたします。衆議院を通過しました改正案の主な内容についてという事で簡単に説明させていただきます。まず一点目は、地域包括ケアシステムの構築という中でサービスの充実を図っていかうという事で、そこにありますように4項目がうたわれているところでございます。次に重点化、効率化というところで先程、議員さんがおっしゃられましたように全国一律に予防給付として実施しております要支援1、2の方を対象にしました訪問看護、通所介護です。これについては6ページを開いてみていただきたいと思いますが、6ページには主な介護サービスの介護度別利用延べ人数と給付額という表を作っております。今言った重点化になるだろう訪問介護と通所介護については半分から下の表で水色に塗りつぶした数字、一番下の行に再計という事で書いてございますけれども、要支援1の方で延べ5人の方が61万6千円分、それから要支援2で20人の方が437万3千円合わせて25人の方が498万9千円という給付額で行われている訳ですが、こ</p>

の事業をここの給付費カウントでは無く、その下に費用負担割合の表がございますが、その地域支援事業へ持っていきこうという内容でございます。但し地域支援事業には持っていきますが、その地域支援事業の下から二行目の介護予防等事業という事で国が25、都道府県が12.5、市町村が12.5、それから1号保険者の保険料が21、基金からの2号保険者の分が29という行がありますけれども財源的にはこの財源を使うという事でございます。その横に印で現在の5期までの地域支援事業の総額というのは給付費の3%が上限と縛りがございまして担当の中で考えましてそれを割り振っている状況があるのですけれども、今回その要支援1、要支援2の分をこの地域支援事業の所へ持っていった場合にはその分については十分手立てが出来るように、この地域支援事業の仕組みも拡大しますという様な案である様でございます。この事業につきましては5ページに戻っていただきまして、段階的にこうすれば良いという事で29年度までには移行してくださいという事でございます。それから重点化、効率化の二点目ですけれども、特別養護老人ホームへの新規入所者につきましては原則、要介護3以上に限定するというものでございます。但しやむを得ない事情がある場合については市町村の適切な関与のもと入所検討委員会等で入所を認めるというふうになっております。それから右側に行きまして大きい二点目の費用負担の公平化という事でございます。低所得者の保険料の軽減を拡充という事でございます。現在町の介護保険料の組み立ては6段階プラス特例部分で1ありまして7段階になっております。その中で通常の最低限は0.5という基準額に対しまして0.5という決まりになっておりますけれども、それを軽減例のところにありますように年金収入80万円以下の方については、その0.5を軽減していたのを0.7軽減して、0.3にしましょうという話でございます。その代り高額所得の方につきましては、今1.5が上限になっておりますけれども、1.7まで広げるというものでございます。それで今の所の案ですと9段階まであり、階層が分割されるというものになっております。それから費用負担の方の重点化、効率化ですけれども一点目として一定以上の所得のある利用者の自己負担は1割なのですけれども現在は、それを2割まで上げたいという案でございます。具体的な所得につきましてはそこに書いてあるような形です。それから二点目ですけれども、低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする補足給付に要件を付けたいと。低所得というのは今の保険料段階でいきますと第1段階から第3段階までの方なのですが、その方が施設に入って使われる時に、もしその方に預貯金等があった場合についてはこの補足給付の対象としませんというのが今回

	<p>の改正案の主な内容になります。よろしくお願いいたします。それでは資料綴りの7頁もよろしくお願いいたします。この表につきまして介護度別の日常生活自立度、認知度ですけれどもその状況についてまとめた表でございます。現在、一番上の行で介護保険の認定者268名ということでございます。その内訳といたしまして下の表の中で認知度別、判定の基準は下半分になります。この基準に従いまして分類しますと、例えば自立の方が合計で37名おると、認知度1と判定される方が40名いるという表でございます。1から2の構成割合ですと太枠で囲ってありますが、町の構成割合の表になっており公正です。要支援1では、1以上の方が25%、2以上の方はおらないという見方になります。それに対しまして国の数値という事でその下に同じような数字を載せてございますが、やはり保険者としてはとても小さい小海町という事になってしまいますので、この要支援1と2といった区分では統計的な数字になりえない状況でございますが、全体を見ますと国で81%の方が1以上にランク付けされており、さらに2以上になると60%というなか、町では86%以上の方が1を認定されて、1以上の方は71%という表でございます。よろしくお願いいたします。</p>
10番議員	<p>まず5頁の資料でありますけれども、この資料を見ますと今度の介護保険制度の改正案の中でサービスが充実されて重点化、効率化の中で要支援1、2を市町村が行う地域支援事業に移行するという説明になっておりますし、それから特養、美ノ輪荘等ですか、そのような施設の要介護は原則、要介護3以上になると、事情によって1、2は仕方がないというような形になっている事でありまして。色々見ると非常にいい事が書いてあるのですけれども、例えばの特養の入所者を原則要介護にすると、事情によっては1、2も入れてもよろしいですよという決まりだそうですけれども、今でさえ特養の施設が足りないのに1、2の人が特別な事情があっても入れないと、今でも入れないのに、3以上だと、こういう線を切って私に言わせれば1、2の皆さんを特養のそういう施設から切り捨てるという状況が生まれるのではないかとこのように思いますし、要支援1、2の訪問介護と通所介護、実は税と社会保障の一体改革とこの中では早くから要支援を介護保険から外せという答申がずっと以前から出てきていてこの要支援に対する扱いはずっと議論になってきている。そういう中で今回そのサービス事業の中で訪問介護と通所介護だけが対象になったというのが、やはり全国の色々な運動の中で介護保険からそれ以外の要支援の関係は外してならんという世論が私はこういう結果にさせたというように思うのです。問題はここにあるように、本当に地域支援事</p>

	<p>業で、小海でいえば先程の表7を見ると要支援1が4人、2が21人、現在2人と14人が利用されているのですけれども、この制度が通ると本当に皆さん全員が地域支援事業で対応できるのかという事が私は行政として深い目線をもってやっていかなければならないと思うのです。というのは先の国会の中で議論された中で総合法案では要支援者は専門的サービス、訪問介護と通所介護を市町村が代替サービスとして提供すると答え、それから専門的なサービスが必要な人は市町村が適切に判断して決めると、こういう事がこの法案の最初の部分でずっと説明されておる。今国会の議論の中で専門的サービスの必要な人、基準を田村厚生大臣が答弁したのですけれども、7頁のランクという表の判断基準を見ながら聞いていただきたいのですが、田村大臣の答弁によると、専門的サービスが必要な人の基準は極めて狭い。一つは日常生活に支障を生じる認知症の人、二番として自分の生活の管理が出来ない人、コミュニケーションなどの社会性を構築できない人、退院直後で集中的な支援が必要な人の四つだと。簡単に言えば要支援者のほとんどが駄目と、今の大臣の答弁からすると地域支援事業で対応できないと、大臣が答えていると訳です。要支援2の中でも場合によっては外れる方があるというようにすると、地域支援事業で対象になるのは僅か7%から8%の皆さんで、あとの皆さんは本当に介護保険の外になってしまう。地域支援事業からもはみ出されてしまうという答弁を国会でしている訳です。この辺りを課長にも話をしてもらいながら、課長の方でまた色々調べていただいたという事ですから答弁をお願いしたいと思いますけれど、問題はまだまだ国会で議論中ですから、どういう方向になるか解りませんが、例えば介護保険、地域支援事業などで要支援1、2の皆さんが外れてしまうと、今度は場合によって要支援1、2は無くなってしまいかも、判定の段階で。代替サービスの対象者かどうかと、その判定しかこれからはしなくなってしまうという様な方向にまでなり得る可能性が出てきているという事でありますから、ここは現時点での話ですけれども、町長に例えば今本当に介護保険の改正の反対している、自民公明が全野党の反対を振り切って、多数決で振り切ってしまったと衆議院で、長野県から出ている衆議院の自民党の先生も賛成してしまった訳です。公明党の皆さんもですから参議院で議論中でありますけれども、町長に私は伺いたいのは介護保険から本当に出ちゃう人が生まれる可能性があるかと、私はその時に町長はどうされるのかという点を伺いたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今回制度改正ということで、今、課長の方から説明をさせていただいた通りでございます。要支援の1と2、地域支援事業ではこ</p>

	<p>れが移った場合についても、やはり上限が設けられるという事とが一つの課題になろうかと思えます。そういった部分については当然今後国からこれについてのガイドラインというものが示されるだろうと思っております。そういった中で小海町にとってどうあるべきか、逆に言えば市町村の力量というものが問われる改正になるのではなからうかと思っております。そういった面で当然、今後これらについてはサービスの低下につながらないように、また議論をしていきたいと思えますし、また介護保険懇話会につきましても例年よりも多くの報酬等の予算を計上してございます。そういった中でも十分議論をし、そしてサービスの低下につながらないような方策を検討していく、但し制度上の中では、例えば今出ましたけれども特養の入所の問題、あるいは軽減と拡大の問題、あるいは一定以上の皆さんについては、特養に入居している場合については食費と住居費については対象外であると、こういった事については制度上の問題でございますので町の中でどうかなる問題ではありませんけれども、しかし今の支援1、2の問題については町村の力量が問われる問題でございますので、しっかり取組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
10番議員	<p>要支援1、2の部分で町の力量が問われるという事で、国からの案を示された中で対応していきたいというように町長答えられましたけれども、町長やはり、介護保険制度は14年前に家族介護から社会で支える介護へというスローガンを掲げて導入をされた訳でありまして、支援が必要だから要支援者だというように世間一般は理解すると思うのです。それを先程、田村大臣の答弁の様々に色々の事を言いながら結局、介護保険の枠から出すというような可能性のある国の進め方でありまして、それはやはり先程私も言いましたけれども、税と社会保障の一体改革という中で増え続ける社会保障費をどうやったら減らしていけるかと。お金前提の議論が私はそこにはあって、国民の皆さんの困難のところから、憲法25条に保障する住民の生きる権利というものを保証するかという議論がされていないというのが、私は大きな原因だと思う訳であります。そういう中で是非、町長にお願いしたいのは高齢者支援、本来老人福祉法に基づく自治体の仕事である訳ですね、だから介護保険や民間事業所で対応できない人を自治体が直接救済をしていく、そういう体制を考えて、元々そうだった訳ですよ。ホームヘルプサービス事業や家事援助というのは、昔は社協が全部無料でやっていた訳ですよ。それが介護保険制度というのが出来るようになったら、高齢者福祉や障害者福祉その全てを介護保険ありきという方向に作られてきたという事という点からすれば</p>

	<p>やはり国がこういう事をどんどん減らしていくという事であれば行政が住民の目線に立って出来る研究をしていくという事が必要だと思いますし、私は役場の職員、公務員というのは国の言いなりになってただ事務をこなしていくというのは楽しい仕事ではないですよ。やはり住民の皆さんの要求に基づいて住民奉仕の町づくりを本当にどうやってやるかと、そういう真剣な議論の中にこそ、私は公務員の生きがいというのが生まれると思う訳です。是非そういった点も含めて町長の考えを改めて伺いたいと思います。</p>
町長	<p>介護保険につきましては2000年に始まりまして今回の改正が二度目という事でございます。今回大きな改正、ある面においては今ご指摘いただきましたように後退というような改正になっている部分もある訳でございます。基本的には高齢者対策というものは町が独自に行うべき部分というのも非常に多い訳でございます。当然元気な高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で、皆さんと一緒に楽しく生活して行ける、あるいは病院、介護サービス、加齢とともにお世話にならなければならない部分でございますけれども、すこしでも自立ができ生活して行けるのが一番大事だろうと思っております。そういった面で今後、介護保険のみならず高齢者支援の形で町全体、社会福祉協議会、町民課そして職員も当然、町独自で出来ることは提案し、またご相談を申し上げ実施して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。</p>
10番議員	<p>是非、せっかく役場で頑張っている職員の皆さんも生きがいを持って働けるような、そういう環境作りと合わせて、それによって住民の皆さんの安心といいますか、安全といいますか、そういったものがこの小海町でも保障されるようなこういう行政運営をしっかりと進めて行っていただきたいという事を要望し、最後に是非、私も勉強したいですし、それから行政の方でも研究していただきたいのが、先程言いました無料低額診療制度、要するに生活が本当に大変で病院に掛かれない、こういった皆さんに医療を提供するという制度があるそうです。社会福祉法第2条3項9号では、生計困難者の為に無料または低額な料金で診療を行う事業と法律で定めてあると。この東信地域にはそういう事をされている病院は無いというように、現時点で私は認識していますがけれども、是非、町長もこういった事を研究していただきながら医療と健康とそういった点で非常に優れている我が小海町でありますから、こういった本当に困った人たちも安心して掛かれるようなそういう病院作りにも是非、調査と研究をして実現していただきたいという事を強く要望しまして、私の一般質問を終わります。</p>

議 長	<p>以上で第10番、井出薫議員の質問を終わります。 ここで11時20分まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時3分)</p>
<h2><u>第9番 的埜 美香子 議員</u></h2>	
議 長	<p>次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。</p> <p style="text-align: right;">(ときに11時20分)</p>
9番議員	<p>9番、的埜美香子です。通告にしたがいまして一般質問いたします。今回私は、雇用の問題、とりわけ男女雇用機会均等法が制定され、30年が経ち、女性の働き方は良くなったかということと合わせて、臨時職員の状況はどうかという問題の2点と、公共交通網についての1点を質問したいと思います。</p> <p>まず初めに、1点目の男女雇用機会均等法についてということですが、女性差別撤廃条約批准に向けた国内法整備のために、雇用の分野でも女性が性別により差別されることなく男性と均等な機会と待遇が得られることを目指して、それまでの勤労婦人福祉法が抜本的に改正され、1986年に男女雇用機会均等法が施行されました。その後、2回程大幅な改正があり性別による差別禁止の範囲が拡大されたり、セクシャルハラスメント対策創設から対策措置の義務化、また、罰則の創設等が盛り込まれてきた訳です。男女雇用機会均等法の交付日が昭和60年6月1日を記念して、毎年6月が男女雇用機会均等月間と定められているそうで、一般市民も含めて社会のあらゆる分野の人々がそれぞれの立場でこの問題に取り組むようにと求められているようです。そこで町長の均等法に対する考え方をまずお聞きしたいと思います。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。男女雇用機会均等法、これにつきましては今的埜議員さんおっしゃいました。特に第1条に目的、第2条に基本理念がうたわれている訳でございますけれども、やはり男女の雇用の格差をなくし、そして同じような立場で雇用が保障される、これが大きな原点であるというふうに思っています。そして今お話がありましたけれども、セクシャルハラスメント、こういった女性差別的なことは絶対起こしてはならない、こういったものも強くうたわれている部分でございます。いずれにいたしましても、女性労働者の就業に関しまして、例えば女性特有の妊娠とか、あるいは出産、こういったこと健康を確保する、こういったことも含めて女性の雇用の場を広める、または安定した雇用に努める、これがこの法律の原点であるというふう</p>

	に思っているところでございます。
9番議員	<p>ただ今町長お答えいただいたように、第1条に目的、そして理念も掲げられているということで、特に憲法14条が保障する法の下での男女平等を雇用の分野で具体化する法律です。労働者は性別によって差別されることなく、女性労働者は母性を尊重されつつ働くことができるという、そういう基本理念を掲げています。日本はここ60年以上の間、一貫して労働力の雇用化が進んできていますが、その中で女性の職場進出も進んできました。1970年代にはすでに雇用者総数の3分の1が女性となり、しかもその過半数が既婚者となり、結婚や妊娠、出産を機に退職して家事、育児のために労働市場から退くことが女性の一般的な働き方だとする考え方、当時の社会には根強く残っていたものの、現実には多くの女性が家庭と職業の両立の問題に直面していました。こうした時代背景のもとに勤労婦人福祉法が制定され、それまでそれぞれ別個の法律で定められていた職業安定、職業訓練、母子、福祉等の働く女性に関する規定の総合的、基本的な考えを一つの法律の中でまとめたものです。特に育児休業制度を初めて法的にとりあげたものとして期待されました。その後も引き続き女性の職場進出が進んでいき、国内で男女の雇用均等についての法的整備を求める機運が1975年の国際婦人年を契機として急速に高まっていきました。国連で女子差別撤廃条約が採決されたことも大きな圧力となり、1985年に勤労婦人福祉法を改正させる形で男女雇用機会均等法が制定されました。その後も大幅な改正が2回あり、労働基準法の一部改正もあり今に至るわけですが、しかし、労働の女性化と言われる非正規雇用化が男女双方で進み、とりわけ女性の就業環境はパート労働など不安定な状況が一層深刻になっていて、法の実効性ということでは疑問視されています。そこでお聞きしたいのが、この法の実効性という面で町ではどうでしょうかということをお伺いします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。町でと言うことは職場でという意味でよろしいでしょうか。今のご質問でございますけれども、当然理念、そしてまた歴史的背景につきましては的埜議員さんからも、ご説明をいただきました。私も知らない部分多くありましたけれども、勉強させていただきました。当然女性の権利、例えば一つの例としては、育児休業、こういったものについてはやはり的埜議員さんおっしゃったように過去には取りにくいというような状況もあったわけでございますけれども、現時点においてはそういったことは当然なく、それぞれの職場の職員が、それぞれの理解のもとで対応ができているというふうに理解をしています。当然職種、そういったものについても</p>

	<p>男女の格差、専門的な知識を持った場合については別でしょうけれども、一般の事務職員と言う立場においては男女の差別はないというふうに思っています。そういった中で、職務職階、そして適材適所、こういった形で人事を進めながらともに頑張っているということでございます。私になりましてから12人の職員を正規の職員として採用をさせていただきました。たまたま数字的に男性6人、女性6人ということでございます。数の問題ではありませんけれども、それぞれの皆さんがそれぞれの立場で町のために、または自分のために一生懸命仕事をしようと、そういった意欲のある職員を採用しながらまた公平、平等にやるように努めているというところでございます。以上でございます。</p>
9 番議員	<p>ただ今町長より町の状況をお答えいただきました。それでは町の中の全体、女性の働き方とかどうということでしょうかということを含めてお話しします。この5月の頭だったでしょうか。ショッキングな報道がありました。このまま少子化が進めば50年後には人口が3分の2に減少し、30年後には半数の自治体で20代、30代の女性が半減すると。しかも小海ではその変化率が60から69%減と、長野県の中でも7番目に高い順に試算されました。人口全体が減るのだから当然若い女性も減るでしょうと思いましたが、20代、30代の女性が減るということは結婚する人も減り、子供も減る、しかも60%、70%となると相当深刻な問題だと思います。今手を打たないと町は消滅と言うことです。日本創生会議によると、若年女性が50%以上減少すると、出生率が上昇しても人口維持は困難と説明しています。私は出生率を上げる、要するに何人子供を産んでも子育てしやすい環境を整えることは大事だと思います。しかし、それと同時に女性が安心して働き続けられる環境を作らないといけないと思います。平成24年の女性雇用者数は2357万人で、雇用全体に占める女性の割合は42.8%となっています。特に25歳から40歳までの年齢層においては10年、20年で急激に増えています。そして勤続年数も長くなっています。さらに、専門的、技術的職業従事者等、従来女性では少なかった職業への進出も見られます。こういったことから見ても今や男性と同様に仕事を持ち、しかも働き続けられるということが重視されるようになってきていると思います。町長、30年後町が消滅しない手立て、何かお考えはあるでしょうか。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。今、元総務省の増田氏が在籍する日本創生会議の中で発表された将来の予測というものをとお話をいただきました。当然そういった形に、あくまでも予測であって、現実としてはそういうようにならないような施策を講じていかなければいけないというふうに思っています。</p>

	<p>いつもこれまでも何人かの議員の皆さんからご質問をいただきました。人口の減少をどうしたら抑えられるか。それは働く場と、そして住む場所であるということを経験の皆さんからご提案をされ、そしてそれに向かって進んでいくべきかということを経験しているところでもございます。当然、今のお話をそのまま受け取りますと人口が減る、そして若年層が減少する、そうすると自然に結婚も、そして子供も誕生しない、だからどんどん地域が衰退の一途をたどってしまうということでもございます。しかし、この消滅する可能性が高いということについては否定しませんが、そういうふうにならないためにまた知恵をだし、そしてみんなで協力し合い、何とか住宅の建築、あるいは宅造、そういったことをしながらベッタウン化でも良いですし、また地域の企業の皆さんに頑張ってもらって、こういったことも一つの方法でしょうし、何とか多くの若者に小海に住んでいただけるような方策を今後具体的に進めて参りたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。</p>
9 番議員	<p>今町長お答えいただいたように、住まいの環境作りとか、ベッタウン化ということも大切であります。また、医療や福祉分野での雇用というところは増加傾向にあり、町でも手を打てるところではないかと思えますし、また、雇用とは違いますが、労働という面では今一人でも農業を希望する農業女子も増えています。以前では男性がほとんどだったというような分野も意外とあるかもしれません。そういうところで町が手を打てることだと思います。最初の問題に戻りますが、女性がきちんと働き続けるためには先ほど申しました均等法の実効性というものが大事になってくるのではないのでしょうか。そこで次の質問にも大きく関わってくる訳ですが、先ほども触れましたように、女性の雇用労働者は増えましたが、その一方、非正規で働く女性が雇用女性労働者の二人に一人まで増え、女性の賃金は非正規を含めると男性の半分です。特に若い世代に非正規が広まり、結婚も出産もできない、女性の貧困の広がりも社会問題になっています。女性が輝く日本と安倍政権は成長戦略の一つに雇用の拡大を位置づけました。しかし、安倍政権が進めようとしているのは雇用の規制緩和で、解雇しやすい限定正社員や派遣法の改悪など、女性を更に安い労働力で使おうとしています。これではますます女性の貧困は広がるばかりです。それでは町の職員においてはどうかということですが、臨時職員の雇用の状況ということで、資料も出していただいたので、正社員の状況、男女比についても含めて説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>ご説明申し上げます。資料つづりの8ページをお願いしたいと思います。平</p>

	<p>成26年の今現在の臨時職員の雇用状況でございます。これにつきましては課ごと、それから男女別に取りまとめてございます。まず総数でございますが77名いまして、男性が17名、女性が60名という状況でございます。総務課につきましては事務の女性職員が1名、町民課総数で19名でございます。町営バスの運転手男性9名、包括支援センター訪問調査をやっている看護師1名、作業所あゆみ園、福祉施設でございますが、9名、いずれも女性でございます。産業建設課におきましては6名います。観光事務で女性が1名、牧場の場長男性1名、直売所、観光案内所、それぞれ販売員と案内人でございますが女性が2名ずつでございます。それから観光交流センター八峰の湯でございますが総数で19名でございます。男性が6名、女性が13名ということで、これは調理、案内、業務諸々全て込みでございます。次に子育て支援課でございますが、17名でございます。保育所および児童館におきます保育士等々でございます。それから教育委員会におきましては15名でございます。生涯学習課で事務と美術館の補助ということで3名、いずれも女性でございます。小学校では図書司書、給食、それから用務員ということで7名ございます。男性の1名は用務員でございます。中学校は図書司書と給食調理員ということで5名という内容でございます。77名というふうが多い訳でございますが、各部門で必要な方をお願いしているというのが実情でございます。</p>
9 番議員	<p>今の説明で臨時職員の雇用状況というところを説明していただきましたが、正職員の数は私の持っている資料によると66名で、そのうち女性職員23名ということですが合っていますか。臨時職員が今の説明で77名、その内女性職員が60名ということですので、先ほどから問題にしてきました女性の働き方、雇用の問題が町の職員だけで見ても見えてくるのではないかと思います。例えば職種の偏り、この資料の中では賃金の差とかは見られないわけですが、5年も10年も臨時職員のままなど、女性がこの町で生き生きと働ける条件、町職員だけとってみてもないのではないのでしょうか。町長その辺のお考えをお聞かせください。</p>
町 長	<p>今、臨時職員につきましては報告をさせていただいた通りでございます。それぞれの皆さんがそれぞれの持ち場で一生懸命働いていただいているということです。確かに、女性と男性ということで正規の職員は男性の方が多くて、臨時職員は女性の方が多いと、こういったことが今ご指摘を頂戴いたしました。確かに中には恒常的な職に当たっている、長年同じような立場にいる職員もいるのも事実でございます。しかし、町としては、例えば賃金のごとはここに書いてありませんけれども、やはり率先してそれなりの賃金でお</p>

	<p>願いをする。また、社会保険であるとか福利厚生手当、こういった面についても考慮しながらその方に合った、臨時の皆さんにつきましても当然公募し、多くの皆さんが応募された場合については、面談をし、それぞれが納得した上で雇用、契約を結び、そして合った場所で働いていただいているということでございます。当然町がこのような状況ですので、民間はもっとそうではないかというようなご意見もございましたけれども、町全体の者を把握していなくて大変申し訳ないのですけれども、確かに非正規労働者、パート、あるいは短時間労働、こういった皆さんが多いということは報道等で承知をしているところでございます。しかし、町の中で現状としてどうかということまで把握していませんので、またその辺については勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。</p>
9 番議員	<p>今の町長のお答えの中で、納得した中という言葉もありました。臨時職員が何も不安定雇用を望んでいるとは思えません。同一賃金、同一労働のルールをきちんと守る、そういうことが必要だと思います。そして、町の職員というところでは少し外れるところもありますが、社協であるとか大きく町が関わっている部分、介護の部分、先ほど話しもありました。保育士と並んで待遇改善が進まないと言われているのが介護の労働者です。介護ヘルパーネットというところで発表した介護施設で働く労働者アンケートでは全産業労働者の平均賃金よりも約9万円低いことがわかりました。やりがいがある仕事だと思えば7割近くが答えた一方で、仕事を辞めたいと思うことがあるかという問いには、いつも思う、時々思う、を合わせて約6割にも上ったという結果が出ています。小海の実態はどうか。こういった専門的な分野にもかかわらず、女性の家事の延長だと低く抑える風潮があるのではないのでしょうか。特に介護の分野、これから伸びると言われている分野です。保育や介護職等、専門職としての扱い、あるいは優遇策があっても良いのではないのでしょうか。その1点をもう一度伺いたいのと、この3月、臨時職員の異動により、関係する臨時職員の皆さんは混乱し、辞められた方も何人かいらっしゃいます。私は臨時職員の方は各分野専門的に採用し、正職員のような違うポジションへの異動はおかしいと思います。今回の異動も全く仕事内容が違うわけで、また一からいろいろなことを覚えなさいといけないのです。その辺どう考えるか、その二点をお答えください。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。今回の医療、今参議院で審議されていますけれども、先程井出薫議員からのご質問でございましたけれども、そういった面におい</p>

	<p>ても消費税を福祉のために、そして介護職員、あるいは医療職員、あるいは看護師、こういった皆さんのところに配分をすると、こういった提案もされているようにございます。当然今そういった雇用の場というものが大きく増大はしているのですけれども、なかなかマンパワーを確保することができないというような職場もたくさんあります。そういった中で小海町の社会福祉協議会、介護保険の大きな事業所の一つでございます。正規の職員、そして嘱託職員、そしてパート職員、それぞれの立場で同じ仕事をしながら同一賃金、同一業務、こういった点についてご指摘を頂戴したことも事実でございます。しかし、経営ということもございまして、またそういった中で調整をしながら働いていただけるような努力をする。また、保育士につきましても正規の職員、そして臨時の職員が専門の知識を持ちながら仕事をしていただいている。こういった点についても、例えば社会保険であるとか、先ほど申し上げましたけれども、あるいは手当等、こういった点についてはそれなりに対応をさせていただいているということでございます。それともう1点、臨時職員の異動の件のご質問もございました。確かに、今年の4月、臨時職員2名の方が異動ということも含めまして退職をされたのも事実でございます。しかし、臨時職員とはいえ、専門の分野の皆さんについてはそうですけれども、似たような職場の場合については、やはり新しい風を吹き込む。そこにいる代わった職員の方は大変でしょうけれども、ぜひ頑張ってくださいということをお願いしながら、異動をお願いしているということでございます。これらにつきましては先ほど申し上げましたけれども、今後も適材適所、もちろん話を聞きながら、相談をしながらでございますけれども、異動をして、それが何とか住民サービスにつながり、そして町の活性化につながるような方策になるべく努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。必ず異動しなければいけないという考え方ではございませんけれども、その辺のところはその都度、その都度判断をさせていただきたいと、このように思っています。いずれにいたしましても、女性の皆さんが気持ちよく働いていただける人間関係、職場環境作りが大事ではないかというふうに思っているところでございます。</p>
9 番議員	<p>ただ今、 町長お答えいただきましたが、二点目の臨時職員の異動に関しては、似たような職場というようなことを町長お答えになりましたけれども、それは、私は疑問を感じています。中身を見ると全く違う内容だと思います。そして冒頭から述べているように、男女雇用機会均等法が施行され30年以上が経ち、女</p>

	<p>性の働き方は良くなったかということ、労働の規制緩和によって低賃金や不安定雇用がますます広がり、女性の貧困、少子化がますます広がるのではないのでしょうか。今一度見直す時ではないのでしょうか。雇用のルールを、先ほども言いましたけれども、しっかり町で整備することが大事だと思います。30年後の町の存続にとっても喫緊の課題です。未婚者への結婚支援に関する政府の意識調査、少子化社会対策白書でも、国民が重要と考える対策は安定した家計を営める支援と、共働き環境の充実です。小海で女性が生き生きと働ける環境を整えることは、小海全体の活力と経済の発展に深く結びつくものだと思います。やれることから少しずつではなくて、どんどん進めていただきたいと思います。</p>
議長	<p>質問の途中であります、ここ1時まで休憩といたします。 (ときに11時54分)</p>
議長	<p>会議を再開します。休憩前に引き続き、第9番、的埜美香子議員の質問を行います。的埜美香子君。 (ときに1時00分)</p>
9番議員	<p>午前中に引き続き質問をさせていただきますが、最後の臨時職員の問題で少し付け加えさせていただきますが、臨時職員と正職員の決定的な違いということで、臨時職員は明日の保障がないということが一番心配しているということ。電話一本で辞めろと言われれば辞めなければいけない、そういうことを臨時職員の皆さんは常にそういうことを不安材料として抱えている。そういった意味においてもしっかりとした保障が約束されるような、そういった改善を強く求めます。続きまして三つ目の質問に移ります。町の公共交通網についてということで、私も1期目の4年間の間に町営バスの審議会の委員として関わらせていただきましたが、去年の5月からはバスの審議会委員の方を外れましたので、これまで課題になっていた部分について質問いたします。に書きました、路線バスの土、日廃止された路線への対応はということで、私も審議会委員最後の審議会において、改正案が出され、福祉バスを廃止し、それまで福祉バスで運行していた部分を路線バスで回るようにします。福祉バス車両も路線バスでします、ということと合わせて、親沢線の土、日運行を中止しますという大きな改正案が出されました。福祉バスの方は福祉バスの運行によりダイヤ編成の効率化が図れるということと、大きな車両では入れなかった集落内にも停留所を作ることができる等、細やかに対応ができるということと、大型バスが昼間、空で回っている、無駄ではないかという町民の声と燃料費も多少、少なくなると思われるという様な理由がメリットとして出されました。このことに関しては反対の意見は出なかったよう</p>

	<p>に思います。そして路線バスの土、日の運行の中止の理由としては、利用者が0から3人と少ないためとされました。これについては、数は少ないけど利用者はいるのではないかということや、利用したい時間とバスの時刻が合っていないのではないかという意見も出され、ここにも福祉バスを利用できないかなどの議論があったように記憶しています。効率を重視する意見にまとめ、運行中止が決まった訳ですが、あれから1年経つ中で利用者の声はどうかということと、効率化が図れ、一定の効果が生まれているのか、先ず初めにその辺をお聞きします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。バスの運営審議会において議論をいただき、今的埜議員さんおっしゃったように、効率の問題、そして審議会の中には保護者の代表、あるいは学校の教頭先生も加わっているわけではございますけれども、中々部活動との時間が部によって一定しないというようなこともありまして、土曜日、あるいは日曜日の親沢線については廃止を決定したということでございます。当然利用率は非常に低い訳ですけれども、月に2人ないし、3人の生徒が利用していたということもございますけれども、その他の部分については、空の運行ということもございまして、廃止にし、その皆さんにとっては保護者の皆さんが送迎する、あるいは違う形で送迎をするということと多少のご負担をかけているということはあるであろうというふうに推定をしているところでございます。私のところへは、そのことについて直接声というものは届いていませんので、よろしくお聞きいたします。</p>
9番議員	<p>ただ今町長説明にありました、問題は にも書いたように、これまであったものが廃止されたことで不便を感じている学生やお年寄り、車を運転できない方がいるということです。町長の耳にはあまり入ってこないということですが、親沢線ということもあり、不満の声が私にもしょっちゅう届く訳です。土、日の部活の親の送り迎え、先ほど町長答えられましたが、多少ではなく本当に大変です。兄弟がいればその数だけ何往復もしなければならず、土曜日は普通に仕事という人も多くて、これは親沢線だけの問題ではないですが、こういった地域への支援策は今後何か考えがあるかということをお聞きしたいのです。 の質問とも関連しますのでまとめてお聞きいたしますが、前からの研究課題であります小海型デマンド交通や巡回バスなど、路線バスではカバーできない部分を今後どのように考えているか、その辺をお答え下さい。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。この問題につきましては、デマンド交通も含めてでございますけれども、バスの運営審議会の中で議論をさせていただきますし</p>

	<p>た。今も的埜議員からお話がありましたけれども、兄弟がいれば部も違う、部が違うということはイコール、集合時間も違い、開始する時間も違い、終わる時間も違うということでございます。当然、町営路線バスによってそれを全て最後の一人までカバーするという事は難しいという判断のもとでそういった結論を出したわけでございます。当然私も親沢地区、川平、地元でございます。またご意見を聞く機会があればまたお聞きをしたいというふうに思っています。その時に一緒に議論したのがデマンド交通の話でございます。そして、バスの運営協議会の中で佐久穂町の方に視察に行き、実態というものを委員の皆さん全員でお聞きをし、そしてその結論としてこのように枝分かれしている小海の地にはなかなかそぐわないであろうということで、バス、タクシーの利用助成券事業を御代田町の例を参考にさせていただきながらそれを導入した。そして今1年半が経とうかというふうになっています。昨年もある議員さんから今の件につきまして一般質問をお受けし、また町内のみならず町外までそういったものを利用できるような形を取ったらどうかと、こんなご提案もあり、今年度から町外についても病院、あるいは買い物も含めてですけれども、利用を可能にしたところでございます。1年半経ったということで、当然より町民の皆様方に利用しやすい方向にだんだん改善をしていく。これは当然のことであるというふうに思いますけれども、現時点においては小海町方式としてデマンド交通ではなくて、路線バスと合わせて福祉タクシーでもう少し様子を見てみたい、またより充実をさせていきたいという考え方であります。</p>
9 番議員	<p>ただ今町長にお答えいただきました、これまでの審議や研究から福祉タクシーの助成制度始まりました。福祉タクシーは利用者から大変好評でありがたいという声も私も聞いています。それも路線バスでは対応できなかった部分ではありますが、今私が問題にしているのは、また別の問題です。交通弱者は障害者や高齢者だけではありません。子供たちや車に乗れない方あるいは観光客まで、そういう方たちも含めてです。1ターンを考えている人にとっても、条件の一つであるということが日大生の研究発表の中にも記されており、提言もされています。いずれにしても、町の将来の活性化にも関わってくる問題のようにも思いますが、その辺は町長どうでしょう。</p>
町 長	<p>確かに最後の一人までとは言わないでしょうけれども、よりサービスの向上を図っていくということが定住促進、あるいは小海町に住んでみよう、こういう気持ちの一つの考え方に加わるということは理解できますけれども、町としてやはり事業をする上において、効果というものもありますし、財政</p>

	<p>的な面も考慮しなくてはならないというふうに思っています。当然、交通弱者の皆さんをどのように守っていくのが一番ベターなのか、またそれが財政的にも、あるいは、町の置かれている立場、そういったことから総合的に判断をして決めていくべきことであるというふうに思っています。いずれにいたしましても、バスの運営審議会の中でご議論を頂戴し、今このような形になっているわけでございますけれども、私の考え方としては当分の間、これをより充実させていただきたいという考え方を持っていますけれども、また次回のバスの運営審議会の中でご議論を頂戴できればというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。</p>
9 番議員	<p>ただ今町長がお答えになったように、効率、効果ということだけを重視するのではなく、交通弱者の足をどうするか、どう確保するかは自治体の大きな役目です。せっかくこれまで研究を重ねてきたわけですから、小海に合ったスタイルの交通網の整備を具体化させていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わりにします。</p>
議 長	<p>以上で第9番、的埜美香子議員の質問を終わります。</p>
<h2><u>第1番 有坂 辰六 議員</u></h2>	
議 長	<p>次に第1番 有坂辰六議員の質問を許します。有坂辰六君。</p>
1 番議員	<p>1番、有坂辰六です。私は議員に当選し約1年が経過しましたが、初めての一般質問でありますのでよろしくお願いいたします。先ず最初に、新井町長の2期目の当選を心よりお祝い申し上げます。町長任期4年のうち、私の残り任期3年を小海町のために一緒に働くことができますことを心強く思い、また期待するところであります。さて私は、立候補の時、町民の皆さんに六つの提言をいたしまして、その実現に努めることを約束いたしました。そしてその第1番が、町民の皆さんの声を町政に反映し、活力ある町づくりを目指すことでありました。その実現に向けて今回小海町の将来にとって、最重要課題となる人口減少による少子高齢化に対処するための定住促進対策と中部横断自動車道早期実現対策の二点に絞りまして質問をいたします。では通告に従いまして最初に町長に定住促進対策について伺いたしたいと思います。質問の前に関連資料を請求してありますので、その説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>資料綴りの9ページ、10ページをお願いいたします。資料要求いただきました9ページでございますが、地域別の将来推計人口ということで、これにつ</p>

きましては国立社会保障人口問題研究所が昨年の3月、国勢調査結果を基に2010年の実績値をベースに2040年までの向こう30年間の人口推計を行った小海町のものがございます。総数と男女別の推計でございます。ご覧の通り総数では、国勢調査でございますので、2010年、5,180人のものが3,009人まで落ちるということでございます。2171人減るだろうと、率にしますと41.9%でございます。この中で中段に再掲欄がございますが、いわゆる若年層14歳までの皆さんは553人から207人ということで346人、率で62.6%減るということでございます。これは率もさることながら総数が550人が200人になるということでございますので、率、数とも問題、課題となるだろうということでございます。一方、勤労層である15歳から64歳につきましても2794名から1,331名、52.4%の減ということで、小さい方よりは若干落ち幅は少なくなる訳でございますが、これも50%以上減るという状況でございます。65歳以上、75歳以上の高齢層については各々20%から10%の減ということでございますが、85歳以上、この表には載っていませんが、85歳以上、90歳以上を加えた数字を足しあげますと、85歳以上は2010年で381名でございますが、2040年には506名ということで、32%増えるという結果の推計でございます。125名増ということでございまして、若年層、勤労層が減って、高齢層は若干減る訳でございますが、85歳以上は逆に数が増えるという構造的な、これが少子高齢化ということでございます。これは男性、女性問わず同じ傾向がみられるということございまして、総数が減って高齢者層があまり減らないということでございますので、高齢化率は上がるということの、この率の問題と若年層が極端に減るといふ話と、高齢層85歳以上の方が増えるという実数レベルの数のボリュームの問題と言うものが課題であるというふうにとらえています。10ページでございますが、これは日本創生会議が推計したものでございます。左側の欄は社人研推計、社会保障人口問題研究所の推計で、今お示した小海町の数字がそのまま載っています。ここで注目してありますのは、2010年の20歳から39歳までの女性の数が2040年にどうなるのかという女性出産適齢人口の減少率を加味して、若年女性人口の変化率に注目して、改めて今度は右側でございますが、日本創生会議の方で人口移動が収束しない場合ということで、今の出入り、自然増、自然減、それからこれは出生死亡でございます。それから転出超過によります人口減というようなものが続いた場合、どうなるかというのを日本創生会議が独自にまとめたものでございます。これによりますと、左側の社人研推計は全く同じ数字が並んでいますが、日本創生会議が推計した小海町のものについては、

	<p>2010年の総人口5,180人が2040年には2,773人というふうに68%減るであると、女性も68%減るであるというような、率にしますと46.5%の減ということでございますが、こういったショッキング的なものが発表になったということでございます。いずれも推計でございますので、30年後どうなるというものの参考資料というような形で全国に発表したということでございます。なお、この表の色塗りになっていきますのがそれぞれ50%以上を超える町村ということでございまして、県下の状況は以上の通りでございます。資料の説明は以上でございます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。1年前の2040年の小海町の将来推計人口は3,009人であり、ただ今説明していただきました資料によりますとさらに減少して2,773人とあり、小海町の人口減少と少子高齢化は避けることのできない、そして放置することのできない大きな問題であります。今は実感として感じられませんが、26年後にはこのような現実が来るのかもしれない。私の6つの提言の一つに、子育て家庭を応援します。具体的には若者向け住宅の建設や町有地を住宅向けに安価で提供する等、若者や子育て家庭の生活の場の確保を推進すると提言しています。町長の2期目の公約でもこの問題を大きくかかちてあり、人口減少を少しでも終えて、さらに町の活性化につなげたいとする町長の思いは私のみならず議員の皆様も同じであると確信いたします。最近、私の住んでいる大畑の町営住宅が解体され、現在更地となっています。全協での跡地利用の説明では、子育て支援事業の一環として新婚家庭や子育て家族に継受していただく宅地用地として考えているとのことでした。町には町有地がいくつか他にもあり、ぜひ少子高齢化対策に積極的に利用されますよう要望いたします。前回の臨時議会の後の全員協議会で町長は土村区からの要望で、町有地を含む土地活用による地域の活性化の件に触れていました。町の中心地街地である土村、西馬流地区の町有地や遊休地等を活用し、昔のように子供たちの声が行き交う、思い切った政策を実行していただきたいと思います。また、大畑にある老朽化した町営住宅など順次解体し、宅地や集合住宅等、子育て世代や高齢の皆さんが住んでみたく魅力的な人口減少対策を実行していただきたいと思います。少子化対策と定住促進対策とは関連いたしますので、合わせて町長のお考えを伺います。</p>
町 長	<p>今いくつかご質問を頂戴いたしました。今総務課長の方から人口推計について表でお話をいたしました。私も近隣町村に比較をしてこの減少、ショックでしたし、本当なのか信じられませんが、単なる未来の予測、推計ではないかというふうにも思っていたと思いました。しかし、人口が減少しても市町村</p>

	<p>の存在価値を高め、これが26年後に現実にならないような政策を展開していくと、これが一番大事であるというふうに思っています。これまでの一般質問でも何人かの議員さんに同様のご質問を頂戴したところでございます。私も2期目の5つの公約の一つに定住促進と安心子育て支援、少子高齢化対策と教育の充実を図りますとかかかげていて、具体的には今有坂議員もおっしゃいましたけれども、安価な宅地の提供と住宅建設、そして空き家の斡旋などをしてまいりたいと、このように町民の皆さんに訴えてきたところでございます。思いにつきましては有坂議員と全く同様でございます。具体的にお答え申し上げますと、これまでの少子化対策はということでございますので、もちろん結婚ということが大事だろうというふうに思っています。白樺結婚相談とかそういった形で、出会いの場というものを創設してきた。そして、子育てしやすい、産みやすい、こういった町づくりに支援と充実を図ってきました。また、定住促進につきましては、当然今お話がありましたけれども、住む場所と言うものが大きなポイントです。また、以前にも議員の皆さんからも住む場所と働く場所の確保が何よりもまず重要だというお話もありました。企業誘致は非常に難しいわけでございますけれども、今有坂議員から提案がありました、大畑の町営住宅の跡地、これにつきましては現地でもお話を申し上げましたけれども、宅造として、宅地として販売をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。また、町の中心地につきましては、現在土村区の皆さんと土村地区の活性化の協議会を立ち上げ、協議中でございます。当然安価な価格で販売し、定住を促す。また、中心地につきましては集合住宅を建築し、魅力ある建物を建てて住んでいただく、こういった政策をこれからできるところから、早く実施していきたいと、このように思っているところでございます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。町長、私は町長のおっしゃるように私たちの住むこの小海町は教育も医療も福祉も完備されていて、地域見守り隊など、子育てサポート、小海のボランティアの方々の活動もあり、子育て支援対策も充実していると思います。町長は政策に自信を持って、小海町の素晴らしさを町外にアピールしていただきたいと思います。ただ今町長が答弁されたことをできるだけ早く実行していただく。それが人口減少を緩やかにし、住環境の改善を図ることによる定住促進対策は、町の活性化へと必ずつながるはずで、いわゆる2040年問題に真っ向から挑戦し、自信を持って決断していただくことを強くお願いいたしまして次の質問に移りたいと思います。空き家対策の件であります。去年町の商工会の方々との意見交換会の時に</p>

	<p>空き家バンクの件が話題となり、その意見に強く興味を感じました。町内各地区に老朽化した空き家や例年に渡り使用されず、放置された空き家があります。防犯上からもまた放置すれば、倒壊危険や衛生面での観点からも問題であると考えます。所有者や相続の件などいろいろ難しい面があるとは承知していますが、国もこの問題に対して要件や条件を緩和し、空き家再生等支援事業として空き家整備のための補助を積極的に行っています。空き家をリフォームしたり、住み慣れた地域で高齢者の皆さんが気軽に寄りあえる待合室のような施設を町内各地区の地元の大工さんが個性豊かな建築を行う。このモデルとなる施設が本村の旧保育園跡地に建築されています。町長が始めました集落再生支援事業を活用して、東屋の進化形で風雨をしのげて、1年を通じ地元の元気なお年寄りの人たちがその名の通り毎日寄りあい、語り合っています。今後このような施設が町内各地区に建築されれば、各地域の元気な高齢者のより所や、病気などの見守り情報源となり、それが将来町の役場、病院、駅等につながるインフラ整備となれば高齢者に優しい事業モデルとなると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。空き家対策と高齢者に優しい事業モデルの件を含めて答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。今空き家バンクのお話がございました。空き家をリフォームして各地域にお年寄りの皆さんのより所として、また元気な皆さんがそこに集い、楽しめる施設にしたらどうかというご提案がございました。その例として、本村に集落再生支援事業、当初東屋を建設した訳でありますけれども、そこに窓をつけ、中で歓談ができる施設といたしました。そういったことを今後進めていったらどうかというご提案でございます。空き家につきましては、これまで区長さん方に大変なご協力をいただきまして、それぞれ調査をしてまいりました。現在、地区担当者が区長さんと一緒に各集落の空き家を回って、それぞれ調査をしています。第一点として、住むことができるか、できないか。そして、次に貸していただけるか、いただけないか。そして、それを住む用にするならどのくらいの修繕が、大まかですけれども、修繕が必要なのか、必要ではないのか。そして、そこまで調査をし、地権者の所有者の方とそういった協議をし、そして貸していただけるというものについて、今回の補正予算でも計上してございますけれども、県の補助事業、地域発元気作りの支援金、これを活用いたしまして、空き家のホームページを制作し、積極的に高齢者のみならず1ターン、また、空き家に住んでもいいよと、こういった皆さんを求めてまいりたいと、こういったことで今回の補正予算に計上をさせていただいたところでございます。ホームページが充</p>

	<p>実することによって多くの皆さんから問い合わせが来ることを願っているわけでございます。また、今老朽化した危険な住宅の解体、こういったお話しもございました。これらにつきましては、国の助成事業もあるというようなお話しでございますけれども、どのように進めるかは今後研究をさせていただきたいと、研究課題とさせていただきたいということで、ここで具体的な答弁はできませんので、私も勉強不足ですのでまた研究をさせていただきたいと、このように思っていますので、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。この質問は私のもう一つの提言であります、町営バス運行事業の見直しにも関連してしまして、今回の主旨から少し外れたのかもしれませんが、少子高齢化や住宅問題ともかぶっていましたのであえて質問させていただきました。それでは次の質問に移らせていただきます。最近、新潟、山梨、静岡、長野の4県の知事が中央日本4県サミットを行い、中部横断自動車道が話題となり、地震などの複合災害時には住民が避難する際に中部横断自動車道は命の道になる。よって、交通網整備を促進すべきであるとの報道がありました。中部横断自動車道は佐久穂インターチェンジまでが29年度中に開通することが決まっているようですが、その先、山梨県の長坂インターチェンジまでの整備計画格上げの実現に向けた話の現況はどの程度進捗しているのかをお聞きしたいと思います。中部横断自動車の実現はこの地域における長年の夢であり、小海町にとって地域の活性化はもちろん、観光、通勤、救急搬送、物流の効率化等々に甚大な影響を及ぼします。とりわけ町の過疎化に直結し、通過させない、取り残されないという強い意志を持って対処していただきたいと思います。この問題もこれからの小海町にとって将来の町づくりに欠かすことのできない最重要課題だと思いますので、町長の中部横断自動車に寄せる思いと今後の見通しについてお尋ねいたします。</p>
町 長	<p>お答えを申し上げます。中部横断自動車、高速道路はやはりつながっていくらというふうに思います。日本海と太平洋を結ぶ壮大な計画の基にスタートしたこの中部横断自動車でございますけれども、今有坂議員がおっしゃったように、平成29年度中には佐久南インターから、仮称八千穂インターチェンジまで共用が開始となりますが、この効力は計り知れないものがあるというふうに大いに期待しているところでございます。また、4県でということで静岡県の清水から山梨県の間、これにつきましても順調に現在工事が進んでいると聞いています。残ったところはわが地域、仮称八千穂インターチェン</p>

	<p>ジから山梨県の北杜市、長坂ジャンクションまで、34キロがまだ基本計画であり、整備計画への格上げの運動を展開しているところでございます。これにつきましては、今有坂議員がおっしゃったように、物流、あるいは交流、観光面、あるいは救急、災害時の道、こういったもので大きな期待があるというのは当然の事でありまして、それを1日も早く早期実現していきたいという思いも小海町のみならず山梨県、そしてこの地域の市町村すべての願いであります。先般、南佐久南部広域行政推進協議会の総会が小海町で開催されました。その席上、山梨県の北杜市と南牧村の議員の皆さんで交流、話し合いの場を持ったということが報告されました。これから南部5カ町村が近隣の市町村と一緒にリーダーシップを取りながらこの実現に向けて頑張っていこうと、こういったことを確認し合ったところでもございます。これからみんなで力を合わせて基本計画からまず整備計画への格上げについて議員の皆さんのお力添えも頂だいしながら実現に向けて頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。</p>
1 番議員	<p>ありがとうございました。今の町長の考えも私とほぼ同じであり安心いたしました。今でも、そしてこれからも、審議会や協議会などが県、国レベルで行われるのですが、それはそれで推移を見守るとして、私たち小海町は独自に働きかけを強めるべきだと思いますがいかがでしょうか。先般の一般質問で同僚議員の方が声を大にして言っていましたが、国でも県でも町長とともにいつでもどこへでも出向く覚悟は私を含め議会の皆さんにあると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。最後にもう1点お伺いいたします。町長は長期振興計画で小海町内に政策インターチェンジの建設誘致を強く求めるとの話をしていました。しかし、どうしても無理であるのならば、地域活性化インターチェンジも考えておかなければならないとも述べていました。そして、そのための財源にも触れていまして、基金の積み立てを始めたいともおっしゃっていました。私が聞くところによりますと、活性化インターを自前で作るのに大体3億円以上は掛かるのではないかとされる大変な事業であります。この件につきまして、町長の覚悟と財源につきまして現在の考えを伺いたいと思います。</p>
町 長	<p>二点のご質問を頂きました。まず一点目でございますけれども、当然町の重要な事業と言うことでございます。過去にも一度議員の皆さんと中央要望したいということで計画をしたこともございました。しかし、それは叶いませんでした。今後また議長さん、議員の皆さんとご相談を申し上げながらそういった機会がとっていただければ非常にありがたいというふうに思います。</p>

	<p>一緒にぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。もう1点のインターチェンジの関係でございます。今有坂議員さんがおっしゃったように当然国で作る政策インターをまず求めていく、これが基本であると思っています。それが叶わない場合、あるいは、政策インターがあってももう一カ所町の中にインターチェンジが欲しい、こういったことも有り得るかもしれません。そういった時には地域活性化インターチェンジというものを求めていくことになるかと思ひます。その財源として用地、あるいはアクセス道路、そして工事の負担と、こういったことで近隣の町村のお話をお聞きしますと3億円から今お話しがありましたけれども4億円位掛かるかもしれないということでございます。そういった中で、今年度長期振興計画の後期の計画を立てる年度でございます。長期振興計画のローリングの時にも若干お話を申し上げましたけれども、平成26年度の予算化につきましては見送った経過がございますけれども、そろそろまた長期振興計画の中でご議論を頂き、将来の財政に負担をさせない、こういったことから準備を進める時期であるというふうにも思ひます。また、長期振興計画の中でお話をさせていただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。以上でございます。</p>
1 番議員	<p>今の件ですが、政策インターチェンジであれば大変ありがたい訳ですが、小海町の将来のために活性化インターチェンジであっても、必ずインターチェンジを小海町に作るのだという強い気持ちでぜひ1日でも早く関係各所に働きかけを行い、議会や近隣南部4カ村とともに力を合わせて中部横断自動車の早期実現に向けて強くリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。本日私が質問しました、少子化に伴う人口減少の問題、少子高齢化に対処するための住宅支援の問題、中部横断自動車の早期実現、これらの問題はそれぞれ小海町の将来の町づくりに欠かすことのできない大きな課題であります。この問題を放置したり先送りをすることは絶対に許されません。町長が先頭に立っていただき、管理職や役場職員の皆さん、そして議員、町民の全ての皆さんが全員で力を合わせてこの問題に立ち向かい、人口減少をできるだけ緩やかにして、いつまでも小海町が小海町であり続けることを期待し質問いたしました。初めての質問であり少し長くなってしまいましたが、町長の前向きで真摯な答弁を頂きましたことに感謝を申し上げまして、これで私の一般質問を終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上で第1番、有坂辰六議員の質問を終わります。 ここで2時5分まで休憩といたします。 (ときに1時49分)</p>

第 2 番 篠原 伸男 議員

議 長	休憩前に引き続き会議を再開します。 (ときに2時05分) 次に第2番、篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
2番議員	2番、篠原伸男でございます。新井町長の2期目が本定例会に上程されました補正予算の成立によって本格的にスタートしていく訳でございます。1期目は行政経験42年を強調され、町民はその経験に基づく行政手腕を信じて町政を新井町長に託したものだと思います。2期目が無投票で当選されましたのは、新井町長が町民の期待に見事に応えた結果であり、町長に対する期待はますます高まるものと思います。私も執行側と議会と立場は違いますが、町民の皆様の福祉の向上、町の発展は行政・議会の目指す共通の目的であり、微力ではありますが、ともに手を携えて一緒に頑張り、求められれば身を粉にして協力していく所存であります。さて、通告によりまして一般質問をさせていただきます。私は2期目で目指す町づくりをどのように進める町づくりをどのように進めますかと、そして最重点施策は何かということを通告させていただいてあるわけでございます。町長にとりまして、1期目はあっという間に4年が経過したという感じがするのではないかと思います。私たちにとりましても、町長が1期目に蒔いた種がこの2期目にどんな花を咲かせ、どんな実になるのか、また、2期目はどんな種を蒔き、どんな花を咲かせて下さるのか、小海町町民一人一人が期待を込めて見守っていることと思います。町長どうでしょうか、2期目を立候補なさったのは当然1期だけでは成しえない、花が咲かないこともあり、また、志半ばだからこそもう1期ということで再度町長になろうと考えたことと思いますが、この1期で思った花は咲きましたでしょうか。また、これからどんな種を蒔き、どんな花を咲かせ、どんな実を町民の皆さんにプレゼントする所存かお尋ねいたします。
町 長	お答えを申し上げます。皆さんのお力を本当に頂戴をし、そして2期目当選させていただきました。もちろん町民の期待と言うこともあるかもしれませんが、そのことは非常に重く感じていますし、また今篠原伸男議員さんに協力は惜しまない、また一緒に良い町を作っていこうと、こういったエールを送っていただきまして本当に感謝に絶えないところでございます。そういった中で議員の皆さんと一緒に花を咲かせ、そして蒔いた種が育ち花が咲き、そして立派な実をつける。こういった施策をして参りたいと思います。

	<p>先般の一般質問でも1期目のお約束、全てできた訳ではございません。特に篠原伸男議員さんからご指摘を頂きました、町の中心部に若者の定住、あるいは子育て住宅の建設、こういったものについて実現できなかった。2期目に向けてはまずそこから入って参りたいというふうに思っているところでございます。土村地区からも旧北牧小学校の跡利用の環境を含め、馬流地区の活性化、そして公民館機能が馬流区の方に移る。そういったことを含めて、今度は土村区の皆様方の協議会を立ち上げまして、今協議を2度ほどしたところでございます。土村区の皆さんもできるところから積極的に推進すればいいのではないかとこのようにお話をさせていただいています。そういった中で1期目でやり残した一つとして私ももちろん公約したものが全て重点事項なわけではございますけれども、その第一点目にあげた定住促進と安心子育ての支援、少子化対策と教育の充実を図りますと、この様に訴えてきました。できるだけ早く大畑の宅地もそうですし、また、先般篠原伸男議員からご質問を頂戴した旧栄荘の跡、あるいは清水電気の跡、こういったところを少しでも早く具体化していくことがまず第一歩かなと、この様に思っています。そして、常に町民の立場に立って、不断に湧き上がるいろいろな諸課題が出てくると思いますが、先般の大雪の様な場合も含めて、災害に迅速に、そして町民の皆さんの命と財産を守っていき、小海町に最終的には住んでいて良かったと、このように思っていただけ町づくりを進めて参りたいと、この様に思っていますので、よろしく願いいたします。</p>
2 番議員	<p>ありがとうございました。安心、安全と、それから町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりということは、これは行政を担当する者としては永遠の課題であり、また成していかなければならない重要な責務であるというように感じているところでございます。1期目の後援会の資料を見させていただきますと、町長はここにありますが、小海町の新たな発展を期して町民のために命をかけてと訴えました。そして2期目では、今度はやはり1期目の実績というものを基にしまして、さらなる町の発展を目指してと訴えています。このようなチラシもいただいた訳でございます。私が思いますに、命までかける職務、誠に大変だと思います。我々にすれば自分の命より大切なものはない訳ではありますが、それにつけてもあえて命を掛けてまでと訴えた、それは新井町長の強い意志の表れであり、町民の負託に応えようとする決意でもあると思います。2期目が更なる発展というものを、その実績が1期目にあったからこそ、さらなる新たな発展の可能性というものが出てくるものだと思います。これは1期目の時の写真です。自分で見るのも照れくさ</p>

	<p> と思いますけれども、それとこちらが2期目の写真、お手元にありますか どうか。1期目の写真は誰が見ましても少し硬い、緊張感があるかなと。2 期目には笑みを含めました、大変ゆったりとした余裕が表情に感じられま す。子育て、高齢者福祉等々、その実績がそれなりに評価されるものを実践 してきた自信の表れでもあると思います。そしてまた、ここに週刊佐久 平が出していますママモですか、この中にも小海町の子育て町政と子産みの 町、小海ではなくて子を産む町、子産み町ということでこれだけ大きく取り 上げられていることも私たち町民にとっては誇りでもあるものであります。 しかし、そういった中で私は一つ感じることもあるのです。それは、町が積 極的な主体者となってやっているかどうか。人のやっていることをサポート 支援する消極的政策ではないかということを感じているものでございます。 町が中心になりまして、また、発起した政策は何でしょうか。医療で言えば、 対症療法ばかりではないか。痛いところには痛み止めを、傷ついたところに 絆創膏を貼るというような一時的な措置、対応ばかりではないかと思う時が あります。少子化、人口の減少を避けるのは難しいが、その影響を緩やかに する施策をしたいとこのママモの中で町長述べているところでございます。 2040年には先ほど来何人かの方が質問されましたが、去年の2013年3月には 厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所の発表では、小海町の人口は 3,009人と推計されましたが、今年2014年5月に日本生産性本部が設置いたし ました有識者らで作る日本創生会議では、我が小海町の人口は2,773人と推 計されています。1年の違いで約236人の減少というものが言われる訳でご ざいますけれども、ただ、これは調査方法によって結果は違うのはやむを得 ないと思います。しかし、小海町の人口は私たちが思うよりもハイペースで 減少していくのではないかと私は憂いているものでございます。町政が今住 んでいる人の幸せを最優先に考えるべきであることはもちろんであります が、小海町の将来も同時に町政の最優先課題として取り組むのが今小海町に 住んでいる私たちの責務でもあると思います。そういった面から、私はいろ いろな面で素晴らしい1期目の行政を成してきていますけれども、ソフト面 から、今度は積極的なハード面の施策が必要になってくるのではないかと私 は考えるものであります。この人口減少の進む状況下で、町長がこれから何 を最優先課題として取り組んでいくのでしょうか。前の方たちと重ねた質問 になるかと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。 </p>
町長	<p> お答えを申し上げます。篠原伸男議員に25年度の2回の定例会と4回の定例 会の中で定住促進と言うことでいくつかのご提案も頂戴したところでござ </p>

	<p>います。今の質問と重なる訳でございますけれども、ソフト面から思い切ったハード面へということでございます。その時に、基金がだいぶ増えてきていると。ここで思い切って住宅の建築と言うことでそれを1年間に1億ずつ投下したらどうかと、こういったご提案も頂戴したところでございます。やはり、平成29年には仮称八千穂インターチェンジまで中部横断自動車道が供用開始になります。その時にもお話がありましたけれども、南箕輪村、伊那市のベッドタウン化、そして、下條村のお話しも出ました。こちらも町営住宅を建設し、しかも町営住宅と言うのは単なる町営住宅ではなくて、若者が住んでみたくなるような、あるいは、子育ての皆さんが住んでみたくなるような、そういった住宅を建築し、そして多くの若者に住んでいただく。ベッドタウン化という話でございますけれども、それらについては当然今回私の2期目の中でできるだけ早く土村区の皆さんとの協議が終了すれば、また議会の皆さんにご相談をさせていただきたいというふうに思っています。また、地元の企業の皆さんが頑張ってください、そしてそこでも雇用の場を増やしていくということも大事だろうというふうに思っています。今回、各企業さんの同意を頂きながら、町のホームページから町内の企業の企業案内、あるいは、求人案内、こういったものにとべるようなそういったものも今考えているところでございます。なかなか小海に来て、住みたいのだけれども、働く場がと、こういった皆さんにそういった形で、企業の皆さんももちろん頑張っている訳でございますけれども、そんなささやかなお手伝いができないかというようなことも今考えています。いずれにいたしましても、今ご提案がありましたソフトからハードへということで何とか人口の減少と言うものを少しでも緩やかにしていく政策というものに力を注いで参りたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。</p>
2 番議員	<p>ありがとうございました。地域を作ると言うことは、やはり働く場所、それから住む場所と言うことが大きなウェイトを占めていく訳でございます。そしてさらに、新たに企業の紹介を町のホームページを使って活用するというような新たなお考えもお聞きしまして大変心強くも思うものでございます。人口問題につきまして、日本創生会議では20歳から30歳までの女性の減少というものが地域の人口の減少をもたらすと。この女性が減る訳ではなくて、他の地域に流出して行ってしまふ。いわゆる都心の方に集中して行ってしまふ傾向がより強くなると。小海町では女性の減少が60から69%、今日頂きました資料ですと、68.6%の20歳から39歳の女性が減少すると予想されているところでございます。しかし、小海町ですぐに若い女性を増やすということ</p>

は極めて困難かと思えます。そこで、一つの対策として私は、女性が小海から流出しないようにするにはどうしたらいいかということも大切なことではないかと思うものであります。先ほど町長が同僚議員の質問に対しまして白樺相談所の活用によりまして、結婚を促進させると、私もその通りだと思えます。婚活と、私は先ほど町長から答弁いただきました住宅建設というものが大切だと思えます。婚活につきましては、また他の機会に取り上げさせていただきますが、女性が68%減少するということは3人に2人がいなくなってしまうということでございます。今ならまだ3人の内2人の減少を1人の減少で食い止めることが私は可能だと思うのです。小海町で住むようにする活動、住宅の建設、そして婚活、白樺相談所のもっとした活用と結婚を推進、そして住んでいただけるようにすれば人口の減少というものに対しても私たちはもう少し緩やかに歯止めをかけることができるのではないかととも思うものでございます。従いまして、前々から私が申し上げてきました、私は若い人向けの住宅建設に積極的に取り組むべきだと思えます。町長は1期目には町中心地に子育て支援住宅の確保と明言していますが、2期目の公約では、1ターン、子育て、若者定住、小海に行ってみたいから住んでみたいへの移住を支援しますと、安価な土地の提供、住宅建設、空き家の斡旋というように公約していますが、私は確保という言葉から何か移住を支援という感じでは何となくトーンダウンしているような感じがしてなりません。人は石垣人は城と言われるように、この世の中全て人がベースであります。子産み町になるようにすることが急を要する大切な喫緊の課題だと思えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。私は子育て支援はどのような時代になっても町政の中心施策だと思えますが、それと同時に子を産みやすい政策に真剣に取り組み、将来の小海町の礎となる人口対策をぜひ新井町長に取り組んでいただきたい。今がまさにその時期であります。流行言葉で言うなら、今でしょうという気がします。昨年の6月の一般質問で、私は過疎債を活用し、二夕子池入口の県有地の活用を提案させていただきました。その際、町長の答弁は健全財政を堅持しながら、前へ進めるような方策を今後私の任期も短い期間ですけれども研究してまいります。また、12月の定例会では公募型プロポーザルにある住宅建設、過疎債の活用、若い人の知恵と力を借りてしっかり取り組んでまいりたいと答弁をいただいています。前回は町長の任期が短いと言われました。しかし町長、再選されました。任期はこれから4年間たっぷりある訳でございます。利用制限、不自由な利用使用制限がある補助金ではなくて、交付税で補填される過疎債の活用と町内の建設関係の

	<p>人たちが共存して良いアイデアを出してもらい、若い人たちに選んでもらうプロポーザル方式の住宅建設が私は子産み町にもっともふさわしいと確信いたしています。どの自治体でも行うような住宅建設では話題がありません。このプロポーザル方式、過疎債活用、住宅を求める若い世代に選んでもらい、その3点セットこそ私が小海町に関心を持ってもらい、世間から脚光を浴び、社会に話題を提供する町になると思います。今日の信濃毎日新聞にもフィンランド祭りの古谷さんが載っていましたが、小海町というあれだけ大きな記事が載っていたりする、常に小海町ここにあり、というような私は話題を持たなければならないのではないかと思います。この方式による住宅建設と言う種は必ずきれいな花を咲かせ、将来素晴らしい実を私たちに提供するものと思います。また、これは過疎債が使えるかどうかまだ私も確信していませんけれども、町長も研究してみるというお話をいただいた訳でございますけれども、3,000万円で家を1軒作った場合に、過疎債で2,100万円充当できる訳です。12年間で。家賃を3万円いただいたとします。過疎債で2,100万円使えば残りが900万円でございます。例えば、家賃3万円で12年間いただきますと432万円、残りは468万円。それを10年とか15年で返す。そして、いわゆる集落移転整備事業をやりましたように、12年間は家賃として払っていただくけれども、過疎債の期限が切れたらそれは今度は自分の家になるような方策でやってくれるようになれば住む人たちも安心して小海町の住宅建設、宅地というものに目を向けてきていただけるのではないかと思います。その辺のところ町長今年の答弁で研究してみるというようなご答弁もいただいていますので町長のお考えをお尋ねいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。前回の一般質問の中でお答えをさせていただきました。二夕子池の県の小海高校の教員住宅の跡、約403坪ほどありますということでありました。私どもも職員とすぐ見に行きましたけれども、先ず一点としてこういうお話しをしてどうかというふうに思いますけれども、水位が高いということ。それともう一点は、あの当時はあの様な形の細長い敷地で良かったのでしょけれども、これからは車が入り、そして各家庭に少なくとも2台ぐらいの駐車場のスペースがなければいけないということになるとすれば、2段になっているものを1段に造成し直さないとうまくいかないのかということもございまして、まずは町が持っている土地を優先的にしていこうと、こういった方向に動いたということもございまして。またもう1点、過疎債を充当して住宅を建築するという件でございますけれども、これらについては家賃を取って収入源としてうんぬんという部分についてはなかなか</p>

	<p>理由付けとして過疎債の充当が難しいというのが財政当局の現時点での状況でございます。当然それに代わるものとして、これまで蓄えてきた基金と言うものがある訳ですので、そういったもの、あるいはまた違う面の補助金というものがあるかどうか、これらについても研究をさせていただいているところでございます。いずれにいたしましても、若者の皆さんに魅力ある住宅を提供しないと住んでいただけないということだろうというふうに思います。それには今ご提案がありました、また前回にもご提案がありましたけれども、一生住み続けたいと思えるようなプロポーザル方式というものが自分の家を作ると同じような考えた方で事が進むと、そういった面においては素晴らしいことだろうというふうに思っています。それらについて、先ほど少し触れましたけれども、大畑の販売、そして栄荘の跡にそういった住宅を建て、そして今お話がありましたけれども、2期目がスタートしたところでございます。任期中にできるだけ早く具体化していくということが私の町長としての責務だろうというふうに思っていますので、こういった方法が一番ベターなのか、できるだけ速やかに決定し、進めて参りたいとこのように思っているところですので、よろしく願いいたします。</p>
2 番議員	<p>どうもありがとうございました。私が例に挙げましたニタ子池の入り口、確かに段差がありますけれども、400坪余ある訳で、その土地にこだわらず私は町有地でもどこでも、やはり若い人たちが住みたくなるような住宅というものを検討していくべきだと思います。また、過疎債につきましても研究していただきましてありがとうございます。ただ、従前の過疎債と違いまして、今過疎債も相当ソフトな面に使う、前はハード面だけでしたけれども、ソフト面にも使えるというように、過疎債そのものも大変変わってきていますので、ここは財政担当者の押しの一手だと思います。実際に集落移転整備事業では全て過疎債を使って、100坪800万円程で確か手元に渡っていった経過もある訳ですので、その辺も重ねてまた研究していただきたいと思います。私は住宅建設と言うことにつきましてこれで3回質問させていただきました。実現するまでは何回でも質問をしていきたいと思っています。それが私は町づくりにかせないことだからと思う訳でございます。これから始まります新井町政2期目、6選を果たしておりますかの有名な下條村の村長は、常に職員に対して、納税者や民間企業の気持ちになれと言っていて、職員から新たな提案を募るなど、改革のペースを落とさないことに心掛けてきていると申しています。この世の中、これから一体全体何が起きるか全く不透明で分かりません。それだけに、1期目とは違ったリーダーシップを発揮</p>

	していただき、決断と実行を新井町長に期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で第2番、篠原伸男議員の質問を終わります。
第5番 新津 孝徳 議員	
議 長	次に第5番、新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。
5番議員	5番、新津孝徳です。先に提出いたしました通告書に基づきまして質問をさせていただきます。今回は町長2期目の町政の中で、人口減少対策について、町民の命と財産を守ること、農道の整備の考え方の三点についてお伺いしたいと思います。この順番になりますと大変同じことが繰り返され、誠に恐縮ではございますが、答弁の方、また聞く人も恐縮でございますがしばらくの間のご辛抱をお願いしたいと思います。先ず、新井町政2期目の町政の中からということで改めましてご当選おめでとうございます。1期4年間の中では集落再生支援事業、住宅リフォーム助成事業、タクシー利用助成事業等々、町長の目玉事業として施行して参りました。住宅リフォーム助成事業は大変好評であり、とりわけ、一人親方や零細業者の皆様が積極的に営業活動をして、仕事を確保するといった新たな力も生み出しました。デフレの不景気社会の中で工事を提供する施主様も工事をする方、双方とも大変良い事業であったと思います。需要のある限り続けていただきたいと思います。本題に入らせていただきます。人口減少対策ということで年間で亡くなる方は100人以上、新生児20数人といった状況では当然人口は減っていきます。だからと言ってしょうがないと言っている訳にはいきません。町政をつかさどるところの最高の難関と言えるでしょう。町長2期目の当選をなされまして、新たに働く場所の確保についてどのように取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思います。
町 長	お答えを申し上げます。2期目に向けて働く場所の確保ということでございます。何人かの議員の皆さんにも申し上げましたけれども、中々今の社会経済状況の中では、企業誘致というものについては非常に難しい面がございます。そういった中で、働く場所の確保、直接としては先ほどの埜議員さんもおっしゃいましたけれども、福祉部門についてはまだまだ雇用の場というのが求められているというお話もございました。例えば、美ノ輪荘建替えてございます。仮に現在50床でございますけれども、それが65床の施設となれ

	<p>ばそこで大きな雇用が生まれる、そういったこともできますし、また、そういった部分で雇用の確保をしていきたい。また、景気がまだこの地域までには及んでいないという部分はございますけれども、今ハローワーク等の募集、こういったものを見たときに小海町における企業も非常に専門的な職が多い訳でございますけれども、多くの企業がハローワークを通して職員を、従業員を募集をしているのも事実でございます。先程篠原伸男議員にお答え申し上げましたけれども、そういったことで町がホームページの中からとべる、こういったシステムに企業の皆さんが賛同していただける企業の皆さんについては企業案内、あるいは、求人情報等をお伝えできるような形、例えば1ターンで小海に住んでみたいなというふうに東京の皆さんが思った時に小海のホームページを開いた時に、こういう技術こういったものの求人があるとすれば、私は小海町へ行っても住める。後は住宅の確保だけできればいいと、このように小海町以外に居てそういった情報が手に入る、こういったことも非常に大事なことだというふうに思って、また期待もしながら企業の皆さんとご相談を申し上げたい。この様に思っているところでございます。いずれにいたしましても、これまで答弁してきたとおり、町の中の企業ではなくても、ベッドタウン化として佐久市等の近隣の市町村に働く場を求めてもいい訳ですので、やはり子育てしやすい町、また、住みやすい町、こういった町づくりを同時に進めていくことが大切だろうというふうに考えているところでございます。</p>
5 番議員	<p>この問題は永遠のテーマであります。先ほどから何度も出て参りますけれども、40年問題も26年先とは言いながらもすぐそこと言っても過言ではないと思います。町長には先頭に立って今後もご尽力をいただきたいと思います。人口を増やすには町から出さないこと、それから、また町外より人を呼び込む、そういうことをやらなければなりません。それには前段申しました働く場所を作っておいて、その上に小海町の魅力をアピールしなければなりません。その一つとして、安倍総理ではありませんが、第三の矢として私は若者の住宅建設に助成金を出したらどうでしょう。これを魅力とするなら、新築で1軒100万円は必要です。この金額はたいしたことではありません。仮に5軒あっても500万円、そして条件として町内の業者を使うとして、子供や若者が増える、建築関係の仕事の増大、税金収入も増え、商店街の活性化にもつながると思います。悪く考えても、対象者がいなければ予算立てしても現金は残ります。町営住宅の家賃を思い切って下げるとか、大胆な施策を打ち出しても良いと思います。2期目の当選を無投票で信任され町政を任された</p>

	<p>のです。現在、税金の滞納整理に県の機構を利用していますが、整理はつきませんが、収支はなかなかプラスにはなりません。生半可な政策では人口減少にブレーキはかかりません。前向きな答弁を期待しますが、町長いかがでしょうか。</p>
町長	<p>若者の住宅建設に助成金をとということでございます。現在はリフォームの一環として子育て住宅については25万円、そして一般の住宅については20万円。これしか新築の場合は助成事業はない訳ですけども、これもリフォームから拡大をして新築まで来たということでございます。今、思い切った政策として100万円の助成を出して、そしてそれが町の活性化につながり、人口の減少を少しでも抑えられるよという、こういったご提案がございました。当然今後リフォームでいいのか、あるいはそういった制度を制定するのがいいのか、いずれにいたしましても若者、あるいは新婚の皆さんが小海町に住宅を造っていただけるということは、イコール、定住をされ、合わせてそこから新たな税金が生まれるということでございます。それらも加味しながら研究をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p>
5番議員	<p>福祉の町、それから子育てのしやすい町と言われましても、若者がいなければその実力を発揮できない訳です。何としてでも若い人たちに残っていただく、また、こちらに来ていただく。当然すぐやるとは言えませんが、清水の舞台から飛び降りるという言葉もあります。町長の手腕に期待します。二点目の町民の命と財産を守るについてに移ります。これも町長の言葉であります。当然であります。大変大事なことであり同時に、いろいろな財産がありますが、今回は森林のカラ松についてお聞きしたいと思います。町有財産を町有林を初め財産区、個人等、町内にも大変広大なカラ松林が伐期を迎えています。いずれも地ならしから始まって、植林、下刈り、間伐と長い年月にわたり多くの資材と労力を注いで参りました。しかし今では、白菜や野沢菜にカラ松の葉っぱが混じる、どうにかならないのか。そういった声も聞かれるようになってきました。現状はどうでしょう。皆さんご存じの通りの低価格であります。国際情勢の変化の中で仕方がないと言えそうですが、間伐をして林を守っていくのがせいぜいと言ったところです。中には間伐もできないところもたくさんあります。親子何代もかけて守ってきたこの財産をどう守るのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。町民の命と財産を守る、この言葉私は何回か使わせていただきました。主には災害の時の対応と言うことで以前にも土橋勝一議</p>

	<p>員さんの雨、あるいは大雪、こういった時にも常に使わせていただいているところでございます。これが長としての使命だというふうに思っています。そういった中から、今回は少し角度を変えて、森林と言うことでございます。特に町の80%以上を占めている山林、そしてカラ松の人工林、今7割以上が50年を過ぎた伐期を迎えています。しかし、現実問題としては長年続く価格の低迷ということでなかなかそれが期待通りの販売額で販売できない。これまでの森を育ててきた苦勞が報われないというのも現実でございます。そういった中、間伐につきましては森林組合、また業者の皆さんをお願いし、そして団地化し、補助事業を投入し、なおかつ、町が1割の補助金の上乗せをして推進をしてきました。やはり森林を守ることが災害の未然防止にもつながり、また荒廃した山林を整備することによって鹿対策、そういったものにもつながっていくということでございます。しかし、なかなか販売には至っていないということでございます。町有林につきましても3年前からほんのわずかでございますけれども、整備を始めました。こういったことで、一番大きな問題は何かと言いますと、やはり再生できるかできないかということだと思います。伐期を迎えて山林を売る、木材を売る、その後もう一度新津議員さんおっしゃったように地こしらえをし、そして植林をし、そして3年ないし5年下刈りをし、そしてまた成木になるまで粘り強くその山を育てていくということが非常に難しいというふうに思います。今後森林組合さんをご相談を申し上げながらそういったものに補助金、あるいは森林組合等で手助けができないか、そういったことを今後研究して参りますし、またご相談を申し上げて、それが可能だということになればやはり今木材も多少なりとも動くようになってきたとお聞きをしていますので、そんなことに期待をしているところでございます。以上です。</p>
5 番議員	<p>本当に猶予がなくて大変苦勞しているところですが、なかなかこのまま放置しておく訳にもいきません。そこで、今後どうしたら良いのかということになれば、今、町長もおっしゃいましたけれども、今後の政策をまたお聞きしたいと思いますが、私1年前の6月定例会で町長をお願いしました、佐久広域、あるいは南部広域、どちらでも良いのですが、木質バイオマス発電関連の施設はできないかと町長に先頭に立って問いかけて欲しいとお願いをしました。そして、議会でも視察もしてきました。視察先ではあまり明るい話はありませんでしたが、他方、炉を造るメーカーさんのお話しでは、技術の進歩もあり以前とは違つと、そういう話しも聞きました。長年かけて育てた森林の財産が少しでも持ち主に還元されればありがたい。そして最初の質問にも</p>

	<p>ありましたが、働く場所の確保も希望が持てること、この施設、(仮称)北牧学習館も計画がまとまりつつあります。雇用が生まれ、森林からの収入が望めるなら多少の持ち出しも仕方ないと思います。何とか研究をして欲しいと思いますが、町長がこの話を他の町村長たちの皆さんと話をさせていただけたかと、合わせて答弁をお願いいたします。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。その時に塩尻市に今、長野県で始めようとしているお話し、そしてその時に私と森林組合長さんと依田県議と会津若松市の木質バイオの発電所の視察に行ってきたお話をさせていただきました。そしてその時に、各近隣の町村と1町村ではとても無理だと。木質バイオの関係は無理だということで、先般、南佐久郡の町村会の理事者で山形県の最上町、人口が1万人位の町でございますけれども、福島県に近い町です。そちらの方に理事者でバイオマス施設、ここは発電ではなくて冷暖房と給湯ということで病院、福祉施設、それとそれに関連する施設に供給をする。こういったところの施設を視察して参りました。当然チップにして、それを運搬し、そしてその施設でバイオマス燃料として使うということでございます。一番いい事は木材の価格が上昇するというのが一番手っ取り早いわけですがけれども、当然そこにはA級、B級は建築材、あるいはいろいろな材として活用できる訳ですがけれども、C級材とかD級材、要するにそこから出た曲がった部分であるとか、細かい部分、こういったものはそういった利用が必要だということでございます。また、佐久でも一つのこの地域のモデルとして現在そのことについて県としても研究をしようとする動きがあります。いずれにいたしましても、1ヵ町村でできることではございませんので、また町村の皆さんと一緒に研究をして参りたいというふうに考えているところでございます。</p>
5番議員	<p>研究が途中段階と言うことでなかなか先は見えづらい問題ではありますけれども、本当に資源はたくさんあるのです。どう活かすかにかかっています。万策を講じてほしいと思います。次に、農道整備の考え方について伺います。中部横断自動車道の整備促進、全線開通に向けて地域を挙げての運動が進められています。道路ができるか否かによってはその地域において将来の命運がかかっています。道路の良いところは発展するといった見方はかつてからはありました。さて今、農道はどうでしょう。戦後の復興から70年になろうとしています。構造改善が進み、舗装された所は大型トラクターが飛び交い、乗用車でも畑に行けます。一方、私も60年以上生きてきましたが、運送の荷台に乗っていた頃とほとんど変わっていないところもあります。そういった</p>

	<p>道路の周辺は遊休農地があふれ、荒れ放題になっています。道路は農業だけに使うではありません。周辺にはカラ松林もたくさんあります。木材の搬出、災害があれば復旧工事車両が入ります。環境整備にも必要であります。道路は地域の基礎的役割を果たしているのです。行政が定期的に見回っていないと大きな格差が生まれます。町長も常に平等、公平という言葉をお口にします。福祉政策はいったん決定すれば町民一律に施行され、平等、公平そのものですが、農道では大きな不平等を感じます。費用対効果ということもわからないことはありませんが、それ以前の問題だと思いますが、町長のご意見を伺いたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。農道につきましては、農地助成をした、あるいは農振の農用地、あるいは農振地域、こういったところには補助事業等が投入され、今でも中山間地の整備促進事業と言う形で、毎年整備が進んでいる一方ではなかなか農道の整備が進まない、進まないから農地は荒廃していく。私もそういった所はもちろん知っていますし、山手に行けば行くほどそういった所が多いということも承知をしています。基本的なことを申し上げますけれども、やはり地域の皆さんが求める、それが当然直接でも結構ですし、地区の区長さんを通してでも結構ですけれども、できれば区長さんを通してご要望を頂戴したい。そして、それを今費用対効果という話しもございましたけれども、危険度とかあるいは利用度、あるいは財政的なことも含めて優先順位を決めながらその地域で何が一番求められていることかということをお判断しながらやらないということではなくて、一つ一つ進めていきたいということです。ですから、ぜひともそういった場所がありましたら、積極的に申し出をしていただければありがたいと、このように思っているところでございます。</p>
5番議員	<p>の方に職員も現状の把握をと書かせていただきましたけれども、やはり私の思うところは、町長がリーダーシップを取るのは当たり前ですけれども、職員の皆様も現状を把握していただき、その中で特に担当する課にありましては心がけていただき、区長さん等から今町長おっしゃられたように要望があがってくるとは思いますけれども、それを鵜呑みにするのではなくて、田んぼに水を入れた時のように低いところから平らにしていく、そういった平等、公平な立場で見たいと思います。広くて舗装道路とは言いませんが、ぜひ底上げをしていただきたいと思います。農道を使って地区、地域でそれぞれ誰かが環境を守っていかなければなりません。農道の果たす役割は重要であります。最後にもう一度町長のお考えを聞かせていただ</p>

	きたいと思います。
町 長	お答えを申し上げます。町道に比較すれば山間地の農道の把握ということについては確かに足りない部分もあるかもしれません。しかし、区長さんからご要望があったものについては職員が踏査をし、そして職員の目で現地を見ているというふうに私自身、長として信じているところでございます。当然要望があればまた整備が必要な個所については、区長さんとともにご案内を頂き、そして整備が必要であるならば整備をしていく、これは当然の事だろうと思います。もし、見落とし等があるとするならばまた早めに現場を確認するようにまた職員に指示したいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。
5 番議員	前向きな温かいご返答をいただきまして大変ありがとうございます。また一緒に回らしていただきたいと思います。町中心部の発展整備はもちろん大事であります。しかし、遅れた山間部への行政の温かな心遣いをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
議 長	以上で第5番、新津孝徳議員の質問を終わります。 ここで3時25分まで休憩といたします。 (ときに3時08分)
<u>第3番 篠原 義従 議員</u>	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(ときに3時25分) 次に第3番 篠原義従君の質問を許します。篠原義従君。
3 番議員	3番議員、篠原義従であります。よろしくお願いいたします。早速ですが、質問に入らせていただきます。教育行政について質問させていただきます。教育は日本はもちろん、小海町にとっても大変重要な案件であります。これからの小海町教育並びに小海町教育委員会をどのように進化させていくか。教育長のこれからの抱負、決意をお聞かせ願いたいと思います。
教育長	それではお答え申し上げます。これからの小海町の教育方針についてと言う抱負と言うことでございますので、初めての機会でございますので、これからの学校教育、社会教育、そして教育委員会運営等につきまして私なりの考えの一端を申し上げたいと思います。少子高齢化、人口減少社会の中で子育てや教育がこれからの町づくりにとって大事な柱となってくる中、教育の役割がより重要となってきます。その中で、町づくりの基本は人づくり、これ

を教育の念頭に置き、子供から高齢者まで、一人一人の教育や学びを支援していく学びの町づくりを積極的に進めて参りたいと思います。特に、次世代を担う子供たちが目標や夢を持ってたくましく育つことのできる環境作りを地域全体が担っていく教育、ともに、育てる教育として推進してまいりたいと思います。先ず最初に、子供たちの教育、学校教育につきまして、現在懸念されている三つの基礎能力の低下、学力、体力、そして、生きる力の向上に力を注いでいきたいと思います。その一つの基礎学力の向上。基礎学力の向上は一つ一つの積み重ねが学力となり、学習土台となっていく、基礎学力の欠落が中学や高校教育で問題となってきています。義務教育できちっとした基礎学力を身に着けさせるためにも、各段階での学びと点検、自信づけをしっかりと行い、学力の底上げを図ってまいりたいと思います。そのため、特に少人数指導での教育の充実により、一人一人の学習を支えるとともに、目標を持って学ぶ、自学自習の習慣づけ、保育園から小学校、そして中学へとしっかりつなげる教育を推進してまいります。二つ目は基礎体力の向上です。成長期の心身の健康の土台となる体力の向上を進め、たくましい体力作り、健康づくりを行って参ります。特に、生活の多様化や車社会による運動機会の減少により、持久力や粘り強さ等が失われてきています。運動の習慣づけやクラブ活動等での積極的な運動の進めを行っていきたく思っています。三つ目は、生きる力、生きる知恵の育成です。自然や社会との共生に必要な社会的ルールや支え合い、思いやり、考える力、コミュニケーション力等、社会で暮らす知恵の育成、そして、命の大切さ、有事に自分の命は自分で守る行動と、自立の力を確実に伸ばす取り組みをしていきたく思っています。特に、身近な自然からの学びやクラブ活動、地域活動への参加は多様な学びと体験、絆づくりの場となり、たくましく生きる力を育成することになります。積極的に進めて参りたいと思います。また、こうした絆づくりがいじめ問題等の解消の糸口になっていけばというふうに思っています。以上、この三つの大事な基礎能力の向上に取り組み、町の将来を担うたくましい子供たちの育成に努めてまいりたいと思います。この他、生まれ育った故郷小海が好き、そして、町に誇りを持てる子供たちを育成していく故郷教育、アイラブ 小海を推進して参ります。故郷小海に育ち、学び、将来の町を支える、そのような次世代を担う子供たちの育成に取り組み、鮭が故郷の川へ戻ってくるように、故郷に想いを寄せ、定住促進へと夢が広がってくれば良いと思います。また、一貫した学びの連携による教育環境作りを行って参ります。保育園、小学校、中学校との連携。学校、家庭、地域との連携。学

	<p>校教育、社会教育との連携。子育て支援と教育との連携等、それぞれが連携し、その役割をしっかりと果たすことにより、教育の一貫性と重層的な学びを可能とし、良質な学びの環境を作ることができます。連携して町全体で子供たちを育成する体制作りを進めてまいりたいと思います。その他、グローバルな時代に対応した外国語教育等の充実。子供たちの安全、安心な教育環境の整備。きめ細かな就学支援や特別支援、いじめ、不登校対策等、子供たちを常に真ん中に置いた取り組みを行ってまいります。次に、社会教育につきましては、人生80年代を迎える中で、町民一人一人の学びを支援し、生涯学習がより身近に気軽にできるように推進して参ります。特に、現在計画中の仮称北牧学習館の改修には全力をあげて取り組み、町民の皆さんの声を反映した皆の学習館として建設、運営して参ります。図書館をはじめ、学びの場がぎっしり詰まった学習館となる予定でございます。読書や学習、スポーツ等による健康作り、趣味を活かした生き甲斐活動、親睦、交流等、それぞれの活動、一人一人の生涯学習の実践に対して、お手伝いをし、大勢の町民の皆さんに利用していただく施設にして参りたいと思います。また連動し美術館、音楽堂、スケートセンター等の既存の文化、スポーツ施設を活用した生涯学習の推進も合わせて行って参ります。最後になりますが、国が進めています教育委員会制度改革につきましては、来年4月からの施行が予定されています。実施詳細はこれからでございますが、町との連携がより重視される形になります。教育委員会のあり方も多少変わってきますので、教育委員会組織が形骸化しないよう運営資質の向上や活性化等にも積極的に取り組み、地域に根ざした教育委員会にまいりたいと思っています。以上、教育長就任にあたり、私の考えの一端を申し上げましたが、教育委員会の中でも委員長を中心にこれらを議論していただき、みなさんの合議と協力の中で具体化を図って参りたいと思います。私の考えの一端を申し上げて答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
3 番議員	<p>感動するような素晴らしい抱負、決意を述べていただきまして大変ありがとうございます。子供たちは宝ですので、難問山積みではありますが、頑張っていたきたいと思います。津市のいじめ自殺事件の一件から、教育委員会の隠ぺい体質、不透明さ、責任の不明確さが問題になり、教育長述べましたように、地方教育行政の一部、法律を改正するような事態になっています。それはそれとして、小海町の教育委員会は透明性を持って難問にあたっていたきたいと思います。それでは次の質問に移らしていただきます。先ほど有坂議員の質問と重複するところがありますが、あえてもう一度質問させて</p>

	<p>いただきます。大畑団地の町営住宅の解体が終わり、更地になったようですが、これからの利用方法をお聞かせ願いたいと思います。</p>
町長	<p>お答えを申し上げます。議員の皆さんに現地の視察をしていただきました。その時も申し上げましたし、また、他の議員の皆さん方の一般質問の中でもご答弁をさせていただきました。地元区、大畑でございますけれども、区のみなさんとも具体的な協議をしながら、宅地分譲をしてまいりたいと、このように思っています。一部大畑公民館の地区のみなさんからの強い要望もありまして、駐車場として整備をして参りたい。また、もう一点ご要望として公園化というようなお話もあった訳でございますけれども、道路に隣接しているということもありまして、あまり適地ではないということ等の判断をし、当然これから区と最終の詰めを行いますけれども、できれば三区画ぐらい販売して参りたいと、このように思っているところでございます。</p>
3番議員	<p>三区画の宅地分譲地として売り出すとのことですが、これは先ほど来、いろいろ質問が出ました、人口減少に歯止めをかける案件の一つだと思います。どのような値段で売り出すかはまだ決めてないと思いますが、相当思い切った安価な値段で役場職員が審査の整理に困るほど応募が来るような、そういう値段で私は売り出してもらいたいと思います。前にも質問させていただきましたが、造成等にこれにこれだけ掛かったからこの位で売らなければ採算が取れないということではなく、そこに土地を買って建ててもらって、若い人たちならそこで子育てしてもらおうということで、やっていただきたいと思いますが。</p>
町長	<p>この件につきましては、今成案を作成中でございます。まだ予算にも歳入算出ともに計上していない訳でございますけれども、少なくとも9月の予算には計上をして参りたい。今の篠原議員さんのご意見を踏まえて、またしっかり取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。</p>
3番議員	<p>私が思うに、なかなか公平ということで、思い切った策が打てないような私が行政と付き合う中でそのような感じも受けます。これは中部横断自動車道のように、誰々にもお願いに行くというようなことではなく、町長がこれだけで売ろうよという思い切った町長の考えが出れば、役場職員、管理職のみなさんもそれについて、じゃあやりましょうという話しになると思います。これはぜひこれからの町政を占う試金石になると思います。今言ったこの土地が売れなくて1年も2年も残っているようなことでは先行き、30年後には小海町はなくなるというのは本当になくなると思います。その辺町長、ぜひ思い切ってよろしく願いいたします。以上で、私の質問を終わらせていただき</p>

	ます。ありがとうございました。
議長	<p>以上で第3番 篠原義従議員の質問を終わります。</p> <p>以上で、本定例会の一般質問は終了いたしました。なお、今後の予定といたしまして、明日11日、午前10時から現地視察を行います。視察箇所については、新開の係争地、松原総合グラウンド及び農協予冷库近くの中部横断自動車道残土埋立地となります。なお、服装は作業着、長靴着用をお願いいたします。また、現地視察終了後、午後1時から全員協議会を行う予定であります。</p> <p>これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">（ときに3時43分）</p>